

		附 則（昭和三一年三月二二日政令第二 九号）抄	附 則（昭和三九年六月八日政令第一 二七九号）抄	附 則（昭和三五年一〇月一五日政令第八 九号）抄
1 この政令は、昭和二十七年一月一日から施行する。	2 この政令施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	1 この政令は、昭和三十一年四月一日から施行する。	1 この政令は、昭和三十五年十一月一日から施行する。	1 この政令は、昭和三十九年六月一日から施行する。
附 則（昭和二七年七月三一日政令第三 〇六号）抄	附 則（昭和三一年一月一四日政令第二 一九号）抄	附 則（昭和三五年一二月二八日政令第二 三一六号）抄	附 則（昭和三九年六月八日政令第一 八号）抄	附 則（昭和三九年八月一五日政令第一 八号）抄
1 この政令は、昭和二十七年八月一日から施行する。	この政令は、昭和二十七年八月一日から施行する。	1 この政令は、昭和三十一年十一月十六日から施行する。	1 この政令は、昭和三十六年一月十日から施行する。	1 この政令は、昭和三十九年七月一日から施行する。
附 則（昭和二七年八月二六日政令第三 五七号）抄	附 則（昭和三四年三月三一日政令第七 七号）抄	附 則（昭和三三年八月二八日政令第二 五五号）抄	附 則（昭和三四年九月一〇月三〇日政令第二 四号）抄	附 則（昭和三九年八月一五日政令第一 七六号）抄
1 この政令は、昭和二十七年九月一日から施行する。	この政令は、昭和三十四年四月六日から施行する。	1 この政令は、昭和三十三年九月一日から施行する。	1 この政令は、昭和三十四年四月六日から施行する。	1 この政令は、昭和三九年六月一日から施行する。
附 則（昭和二九年四月一〇日政令第七 五〇〇号）抄	附 則（昭和三四年九月一〇月三〇日政令第二 三二七号）抄	附 則（昭和三六年七月一七日政令第二 六四号）抄	附 則（昭和三六年一月二〇日政令第二 四一六号）抄	附 則（昭和三九年八月一五日政令第一 三二号）抄
1 この政令は、昭和二十八年一月一日から施行する。	この政令は、昭和三十四年十一月一日から施行する。	1 この政令は、昭和三十六年七月二十日から施行する。	1 この政令は、昭和三十六年七月二十日から施行する。	1 この政令は、昭和三九年九月一日から施行する。
附 則（昭和二九年六月一日政令第一 九号）抄	附 則（昭和三四年十一月二二日政令第一 五〇号）抄	附 則（昭和三六年一月二二日政令第一 四三二号）抄	附 則（昭和三六年一二月二二日政令第一 五〇号）抄	附 則（昭和三九年八月一五日政令第一 三二号）抄
1 この政令は、公布の日から施行する。	この政令は、昭和三十五年五月一日から施行する。	1 この政令は、昭和三十六年十一月二十五日から施行する。	1 この政令は、昭和三十六年十一月二十五日から施行する。	1 この政令は、昭和三九年九月一日から施行する。
附 則（昭和三〇年七月三〇日政令第一 五〇号）抄	附 則（昭和三五年五月三〇日政令第一 三五号）抄	附 則（昭和三六年一二月二二日政令第一 四八号）抄	附 則（昭和三七年一二月二二日政令第一 五七号）抄	附 則（昭和三九年八月一五日政令第一 一九号）抄
1 この政令は、昭和三十年八月十日から施行する。	この政令は、昭和三十五年五月一日から施行する。	1 この政令は、昭和三十六年十一月二十五日から施行する。	1 この政令は、昭和三七年一二月二二日政令第一 七七号）抄	1 この政令は、昭和三十八年七月十二日から施行する。
附 則（昭和三〇年一二月一五日政令第一 三三八号）	附 則（昭和三五年七月二八日政令第二 一九号）	附 則（昭和三五年六月二〇日政令第一 六三号）	附 則（昭和三八年五月二九日政令第一 五〇号）抄	附 則（昭和四〇年一一月一一日政令第一 六六号）
1 この政令は、昭和三十年十二月二十一日から施行する。	この政令は、昭和三十五年八月一日から施行する。	1 この政令は、昭和三十五年六月二十三日から施行する。	1 この政令は、昭和三八年五月三十一日から施行する。	1 この政令は、昭和四十年十一月八日から施行する。
附 則（昭和三〇年一二月一五日政令第一 一九号）	附 則（昭和三〇年一二月一五日政令第一 一九号）	附 則（昭和三五年七月二八日政令第二 一九号）	附 則（昭和三八年五月二九日政令第一 七七号）抄	附 則（昭和四〇年一一月一一日政令第一 三三三号）抄
1 この政令は、昭和三十年十二月二十一日から施行する。	この政令は、昭和三十五年八月一日から施行する。	1 この政令は、昭和三十五年七月一日から施行する。	1 この政令は、昭和三八年五月三十一日から施行する。	1 この政令は、昭和四十年十一月八日から施行する。

この政令は、昭和四十年十二月九日から施行する。
附 則（昭和四一年二月三日政令第一〇号）
 この政令は、昭和四十一年一月十日から施行する。
附 則（昭和四一年二月二八日政令第二三号）
 この政令は、昭和四十一年三月五日から施行する。
附 則（昭和四一年九月一日政令第三〇二号）
 この政令は、昭和四十一年九月十五日から施行する。ただし、別表第一の三三、八八及び八九、一一九、一三三並びに一三三の二から一三三の四までの項の改正規定は、公布の日から施行する。
附 則（昭和四一年一〇月七日政令第三四五号）
 この政令は、昭和四十一年十月十七日から施行する。
附 則（昭和四一年一〇月七日政令第三六一号）
 この政令は、昭和四十一年十一月七日から施行する。
附 則（昭和四一年一二月二四日政令第三八九号）
 この政令は、昭和四十一年十二月二十六日から施行する。
附 則（昭和四一年三月二一日政令第二六号）
 この政令は、昭和四十二年三月十五日から施行する。
附 則（昭和四一年三月一五日政令第三一號）
 この政令は、昭和四十二年三月二十二日から施行する。
附 則（昭和四一年二月二十五日政令第一三六八号）
 この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の三〇、四一の二及び一三三の項の改正規定は、昭和四十三年一月一日から施行する。
附 則（昭和三年五月二七日政令第一三一号）
 この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の一、七九、一〇九及び一七六の項の改正規定は、昭和四十三年一月一日から施行する。

附 則（昭和四年一月二二日政令第一一五八号）抄
 この政令は、昭和四十四年十一月一日から施行する。ただし、別表第一の一、一七、六三、一七一、一五八、一六〇及び一七〇の項の改正規定並びに別表第三の二の項の改正規定並びに同表の五の項の改正規定中「六三」及び「一六〇」を削る部分は、公布の日から施行する。
附 則（昭和四年一〇月二八日政令第一二六六号）
 この政令は、昭和四十四年十一月一日から施行する。
附 則（昭和四年一月二二日政令第一一四四号）
 この政令は、昭和四十八年一月一日から施行する。
附 則（昭和四年一二月一五日政令第一三二七号）
 この政令は、昭和四十六年十月十五日から施行する。
附 則（昭和四六年一〇月一二日政令第一四四号）
 この政令は、昭和四十五年一月二十七日から施行する。
附 則（昭和四六年一二月二十六日政令第一三八九号）
 この政令は、昭和四十六年十一月七日から施行する。
附 則（昭和四七年一二月二二日政令第一一一号）
 この政令は、昭和四十七年四月二五日から施行する。
附 則（昭和四七年四月二八日政令第一一一号）
 この政令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。
附 則（昭和四七年四月二五日政令第八四号）
 この政令は、昭和四十六年十月十五日から施行する。
附 則（昭和四七年四月二五日政令第一一一号）
 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年四月二七日政令第一一五号）抄
 この政令は、昭和四十八年五月八日から施行する。
附 則（昭和四八年八月二七日政令第一一四四号）
 この政令は、昭和四十八年九月一日から施行する。
附 則（昭和四八年一〇月二七日政令第一一九号）
 この政令は、昭和四十八年二月一日から施行する。
附 則（昭和五二年六月八日政令第一七号）
 この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五二年九月三〇日政令第一八九号）抄
 この政令は、昭和五十二年十月一日から施行する。
附 則（昭和五三年七月五日政令第二一八号）
 この政令は、昭和五十三年十月一日から施行する。
附 則（昭和五三年九月二二日政令第一三一号）
 この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五四年一月二二日政令第一三四二号）
 この政令は、昭和四十八年十一月二十四日から施行する。
附 則（昭和四九年二月二日政令第一一四二号）
 この政令は、昭和四十九年二月四日から施行する。
附 則（昭和五〇年一月二八日政令第一三四三号）
 この政令は、昭和五十年十二月十五日から施行する。ただし、別表第一の八の項、二九の項、三七の項、四八の項、九八の項、九九の項

附 則（昭和四七年一月二二日政令第一四〇三号）
 この政令は、昭和四十七年十一月二十七日から施行する。
附 則（昭和四七年一月二二日政令第一一四四号）
 この政令は、昭和四十七年十一月二十七日から施行する。
附 則（昭和五五年五月二六日政令第一三八号）抄
 1 この政令は、昭和五十五年六月二日から施行する。
 2 この政令の施行前にイランを仕向地とする貨物の輸出について輸出貿易管理令第一条第一項

の項の改正規定並びに同表の二〇一の二の項の次に一項を加える改正規定は、昭和四十三年六月一日から施行する。

附 則（昭和四三年六月一三日政令第一一五八号）抄
 1 この政令は、特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律の施行の日（昭和四十七年十一月三十日）から施行する。

附 則（昭和四七年一二月七日政令第四一四号）
 この政令は、昭和四十八年一月一日から施行する。

附 則（昭和四七年一二月一五日政令第一四二七号）
 この政令は、昭和四十八年一月一日から施行する。ただし、別表第一の二の項から三の項まで、五の二の項、六の項、「一〇」の項、二九の項、三五の項、三六の項、三七の項から三九の項まで、四一の項、五二の項、五三の項、五八五〇、五四の三、五六、五八、六〇、六五、七四、七五、一〇五、一四八の二、「一五二、「一五九及び一九六の項の改正規定、同表の備考第一号及び第三号の改正規定並びに別表第三の五の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五二年一月一四日政令第一一五五号）
 この政令は、昭和五十二年二月四日から施行する。ただし、別表第一の二の項から三の項まで、四一の項、五二の項、五三の項、五八五〇、五四の三、五六、五八、六〇、六五、七四、七五、一〇五、一四八の二、「一五二、「一五九及び一九六の項の改正規定、同表の備考第一号及び第三号の改正規定並びに別表第三の五の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五二年一月一四日政令第一一五八号）
 この政令は、昭和五十二年二月四日から施行する。ただし、別表第一の二の項から三の項まで、五の二の項、六の項、「一〇」の項、二九の項、三五の項、三六の項、三七の項から三九の項まで、四一の項、五二の項、五三の項、五八五〇、五四の三、五六、五八、六〇、六五、七四、七五、一〇五、一四八の二、「一五二、「一五九及び一九六の項の改正規定、同表の備考第一号及び第三号の改正規定並びに別表第三の五の項の改正規定は、公布の日から施行する。

1	この政令は、平成二年一月二十日から施行する。ただし、第一条中外国為替管理令別表の一 二の項の改正規定並びに第二条中輸出貿易管理 令別表第一の二六の項、三三一の項、三四四の項、 四三の項、一〇〇の項、一一七の項及び一二四 の項の改正規定は、公布の日から施行する。
2	この政令(前項ただし書に規定する改正規定 については、当該改正規定)の施行前にした行 為に対する罰則の適用については、なお従前の 例による。

1	この政令は、平成二年八月一五日政令第二 四号抄(平成二年八月一五日政令第二 九号)
2	この政令(前項ただし書に規定する改正規定 については、当該改正規定)の施行前にした行 為に対する罰則の適用については、なお従前の 例による。

1	この政令は、平成二年八月二十二日から施行 する。
2	この政令(前項ただし書に規定する改正規定 については、当該改正規定)の施行前にした行 為に対する罰則の適用については、なお従前の 例による。
3	附 則 (平成二年八月一五日政令第二 四号)
4	この政令は、平成二年八月二十二日から施行 する。
5	この政令の施行前にした行為に対する罰則の 適用については、なお従前の例による。

1	この政令は、平成二年十一月一日から施行す る。ただし、第一条中外国為替管理令別表の一 二の項、一〇の二の項、一一の二の項の改正規 定並びに第二条中輸出貿易管理令別表第一の二 の項、九の項、一五の項、二九の項から三〇の 項まで、四六の項、五三の項、五八の項、七一 の項、七五の項から七七の項まで、八九の項、 九二の項、九三の項、一〇六の項、一〇八の 項、一〇九の項、一一八の項、一二一の項、一 一二五の項から一二七の項まで、一 二九の項から一三一の項まで、一 四〇の項、一 四四の項、一 四五の項、一 四九の項、一 五〇号)
2	この政令(前項ただし書に規定する改正規定 については、当該改正規定)の施行前にした行 為に対する罰則の適用については、なお従前の 例による。
3	附 則 (平成二年十一月一日政令第三 〇号)
4	この政令は、平成二年十一月一日から施行す る。ただし、第一条中外国為替管理令別表の一 二の項、一〇の二の項、一一の二の項の改正規 定並びに第二条中輸出貿易管理令別表第一の二 の項、九の項、一五の項、二九の項から三〇の 項まで、四六の項、五三の項、五八の項、七一 の項、七五の項から七七の項まで、八九の項、 九二の項、九三の項、一〇六の項、一〇八の 項、一〇九の項、一一八の項、一二一の項、一 一二五の項から一二七の項まで、一 二九の項から一三一の項まで、一 四〇の項、一 四四の項、一 四五の項、一 四九の項、一 五〇号)
5	この政令の施行前にした行為に対する罰則の 適用については、なお従前の例による。

1	この政令は、平成三年九月十五日から施行す る。
2	この政令(前項ただし書に規定する改正規定 については、当該改正規定)の施行前にした行 為に対する罰則の適用については、なお従前の 例による。
3	附 則 (平成三年九月一九日政令第二 九号)
4	この政令は、平成三年九月十五日から施行す る。
5	この政令(前項ただし書に規定する改正規定 については、当該改正規定)の施行前にした行 為に対する罰則の適用については、なお従前の 例による。

1	この政令は、平成四年一月二十日から施行す る。
2	この政令(前項ただし書に規定する改正規定 については、当該改正規定)の施行前にした行 為に対する罰則の適用については、なお従前の 例による。
3	附 則 (平成四年一月二十日政令第一 〇号)
4	この政令は、平成四年一月二十日から施行す る。
5	この政令(前項ただし書に規定する改正規定 については、当該改正規定)の施行前にした行 為に対する罰則の適用については、なお従前の 例による。

1	この政令は、平成四年二月二七日政令第三 〇号)
2	この政令(前項ただし書に規定する改正規定 については、当該改正規定)の施行前にした行 為に対する罰則の適用については、なお従前の 例による。
3	附 則 (平成四年二月二七日政令第三 〇号)
4	この政令は、平成四年二月二七日政令第三 〇号)
5	この政令(前項ただし書に規定する改正規定 については、当該改正規定)の施行前にした行 為に対する罰則の適用については、なお従前の 例による。

3 别表第一の五から一四までの项の中栏に掲げる貨物の输出に係る同令第一条第一项又は第二项の规定による许可又は同令第二条第一项第一号の规定による承認の申請であつて、改訂後の同令第二条第二项及び第二条第一项第一号の规定による適用のあるものについては、なお従前の例による。この政令の施行前にした行为に対する罚则の适用については、なお従前の例による。	4 附 則 (平成六年一二月二八日政令第四二号)
1 この政令は、平成七年一月一日から施行する。ただし、第一条中輸出貿易管理令第二条第一项第三号及び第四条第二项ただし書の改正規定並びに同令别表第二に四五の项を加える改正規定は、関税定率法等の一部を改正する法律(平成六年法律第二百十八号)の施行の日から施行する。	2 附 則 (平成七年一二月二〇日政令第四二〇号)抄

1 この政令は、平成八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 略	1 附 則 (平成八年十一月一日政令第三一号)
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	2 附 則 (平成七年一二月二〇日政令第四二〇号)抄
3 この政令の施行前に改正前の輸出貿易管理令第一の二の項(十五)に係る部分並びに同表の三の二の項及び六の項の改正規定平成八年一月三日 (経過措置)	3 附 則 (平成九年三月二八日政令第九四号)
4 この政令の施行前に改正前の輸出貿易管理令第一の二の項(十二)に掲げる貨物の输出について同令第一条第一項の規定による許可を受けた者がその許可を受けたところに従つてする貨物の输出であつて、改正後の輸出貿易管理令第一条第二项及び第二条第一项第一号の規定の適用のあるものについては、なお従前の例によること。	4 附 則 (平成八年八月二三日政令第二五五号)抄

1 この政令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 一 别表第二の二七の项の改正規定 平成七年四月一日 二 别表第二の二二の二の二の项の改正規定 平成七年五月一日 三 别表第二の三五の项の改正規定 平成七年六月十四日 四 前项第一号又是第三号に掲げる規定の施行前における行为に対する罚则の適用については、それなお従前の例による。	1 附 則 (平成七年三月三一日政令第一六五号)
5 附 則 (平成七年一月二五日政令第九九号)	5 附 則 (平成七年一月二五日政令第九九号)抄
6 附 則 (平成八年一月三日)	6 附 則 (平成八年八月二三日政令第二五五号)抄
7 附 則 (平成八年八月二三日政令第二五五号)	7 附 則 (平成九年六月二七日政令第二二三号)抄
8 附 則 (平成九年六月二七日政令第二二三号)	8 附 則 (平成九年六月二七日政令第二二三号)抄

1 この政令は、平成九年十一月十六日から施行する。 2 この政令は、平成九年十一月十六日から施行する。 3 この政令は、平成九年十一月十六日から施行する。 4 この政令は、平成九年十一月十六日から施行する。	1 附 則 (平成九年一二月一〇日政令第三五三号)抄
5 附 則 (平成九年一二月一〇日政令第三五三号)	5 附 則 (平成九年一二月一〇日政令第三五三号)抄
6 附 則 (平成九年一二月一〇日政令第三五三号)	6 附 則 (平成九年一二月一〇日政令第三五三号)抄
7 附 則 (平成九年一二月一〇日政令第三五三号)	7 附 則 (平成九年一二月一〇日政令第三五三号)抄

2 （罰則に関する経過措置） 附 則 （平成二年六月二日政令第二四 三号）抄	1 この政令は、この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	2 （罰則に関する経過措置） 附 則 （平成二年六月二日政令第二四 三号）抄	1 この政令は、この政令は、平成十年十一月十二日から施行する。 する。 附 則 （平成一一年三月三一日政令第一 三〇号）抄	2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附 則 （平成一〇年一月五日政令第三 五九号）抄
2 （罰則に関する経過措置） 附 則 （平成一一年六月一八日政令第一 九〇号）抄	1 この政令は、平成十一年四月一日から施行する。 （施行期日） （罰則に関する経過措置） 附 則 （平成一一年六月一八日政令第一 九〇号）抄	2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附 則 （平成一二年六月二三日政令第三 一四七号）抄	1 この政令は、平成十一年七月一日から施行する。 （施行期日） （罰則に関する経過措置） 附 則 （平成一二年七月二四日政令第三 九一号）抄	2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附 則 （平成一二年七月二四日政令第三 九一号）抄
1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 略 二 第二条中輸出貿易管理令別表第一の一六の項の改正規定 平成十一年七月十八日 (罰則に関する経過措置) 2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 この政令は、平成十二年三月一日から施行する。	2 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 略 二 第二条中輸出貿易管理令別表第一の一六の項の改正規定 平成十一年七月十八日 (罰則に関する経過措置)	1 この政令は、平成十一年七月一日から施行する。 （施行期日） 附 則 （平成一二年七月二七日政令第七 四二四号）抄	1 この政令は、平成十二年三月一日から施行する。 （施行期日） 附 則 （平成一二年三月一七日政令第七 五号）抄	1 この政令は、平成十二年三月一日から施行する。 （施行期日） 附 則 （平成一二年五月一七日政令第二 二四号）抄
1 この政令は、平成十四年一月一日から施行する。 附 則 （平成一四年一月一日政令第一 三三五号）抄	2 この政令は、平成十二年四月三日から施行する。 （施行期日） 附 則 （平成一二年五月一七日政令第二 二四号）抄	1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十三年一月六日）から施行する。 附 則 （平成一二年六月七日政令第三 一号）抄	2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附 則 （平成一二年六月一三日政令第三 一四七号）抄	1 （施行期日） （罰則に関する経過措置） 附 則 （平成一二年六月一四日政令第二 〇九号）抄
1 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。 （施行期日） （罰則に関する経過措置） 附 則 （平成一四年九月四日政令第二 八号）抄	2 この政令は、平成十四年七月十五日から施行する。 （施行期日） （罰則に関する経過措置） 附 則 （平成一四年九月四日政令第二 八号）抄	1 この政令は、平成十一年七月七日から施行する。 （施行期日） （罰則に関する経過措置） 附 則 （平成一二年七月二四日政令第三 九一号）抄	1 この政令は、平成十四年七月十五日から施行する。 （施行期日） （罰則に関する経過措置） 附 則 （平成一四年九月四日政令第二 八号）抄	1 （施行期日） （罰則に関する経過措置） 附 則 （平成一五年三月三一日政令第一 二五号）抄
1 この政令は、次に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 一 第一条中輸出貿易管理令第十一条第一号並びに別表第二の三六、三七及び四三の項の改正規定並びに第二条の規定 輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約が日本国について効力を生ずる日 （施行期日） 附 則 （平成一二年二月二七日政令第七 五四五号）抄	2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 （施行期日） 附 則 （平成一二年七月二四日政令第一 九一号）抄	1 この政令は、次に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 一 第一条中輸出貿易管理令第十一条第一号並びに別表第二の三六、三七及び四三の項の改正規定並びに第二条の規定 輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約が日本国について効力を生ずる日 （施行期日） 附 則 （平成一二年七月二四日政令第一 九一号）抄	2 この政令は、次に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 一 第一条中輸出貿易管理令第十一条第一号並びに別表第二の三六、三七及び四三の項の改正規定並びに第二条の規定 輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約が日本国について効力を生ずる日 （施行期日） 附 則 （平成一二年七月二四日政令第一 九一号）抄	1 （施行期日） （罰則に関する経過措置） 附 則 （平成一五年四月四日政令第一 一三号）抄
2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 （施行期日） 附 則 （平成一三年五月一六日政令第一 八四号）抄	1 この政令は、公布の日から施行する。 （施行期日） 附 則 （平成一三年五月一六日政令第一 八四号）抄	2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 （施行期日） 附 則 （平成一三年五月一六日政令第一 八四号）抄	2 この政令は、公布の日から施行する。 （施行期日） 附 則 （平成一三年五月一六日政令第一 八四号）抄	1 この政令は、公布の日から施行する。 （施行期日） 附 則 （平成一五年四月二三日政令第一 一八号）抄
1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の一〇の項の改正規定は、平成十三年五月三十日から施行する。 （施行期日） 附 則 （平成一三年五月一六日政令第一 八四号）抄	2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 （施行期日） 附 則 （平成一三年五月一六日政令第一 八四号）抄	1 この政令は、公布の日から施行する。 （施行期日） 附 則 （平成一五年四月二三日政令第一 一八号）抄	2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 （施行期日） 附 則 （平成一五年四月二三日政令第一 一八号）抄	2 この政令は、平成十四年一月一日から施行する。 （施行期日） 附 則 （平成一五年一〇月一六日政令第一 四〇五号）抄
1 この政令は、この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 （施行期日） 附 則 （平成一四年一月一六日政令第一 三三五号）抄	2 この政令は、この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 （施行期日） 附 則 （平成一四年一月一六日政令第一 三三五号）抄	1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十三年一月六日）から施行する。 附 則 （平成一四年一月一六日政令第一 三三五号）抄	2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 （施行期日） 附 則 （平成一四年一月一六日政令第一 三三五号）抄	1 （施行期日） （罰則に関する経過措置） 附 則 （平成一五年一〇月一六日政令第一 四五七号）抄
1 この政令は、平成十五年一月十日から施行する。 （施行期日） 附 則 （平成一五年一〇月一六日政令第一 三四号）抄	2 この政令は、平成十五年一月十日から施行する。 （施行期日） 附 則 （平成一五年一〇月一六日政令第一 三四号）抄	1 この政令は、平成十五年十二月一日から施行する。 （施行期日） 附 則 （平成一五年一〇月一六日政令第一 三四号）抄	2 この政令は、平成十五年十二月一日から施行する。 （施行期日） 附 則 （平成一五年一〇月一六日政令第一 三四号）抄	2 （罰則に関する経過措置） 前項ただし書に規定する改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附 則 （平成一五年一〇月一六日政令第一 三四号）抄
1 この政令は、平成十五年一月十日から施行する。 （施行期日） 附 則 （平成一五年一〇月一六日政令第一 三四号）抄	2 この政令は、平成十五年一月十日から施行する。 （施行期日） 附 則 （平成一五年一〇月一六日政令第一 三四号）抄	1 この政令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行日（平成十五年二月三日）から施行する。 （施行期日） （罰則に関する経過措置） 附 則 （平成一五年三月三一日政令第一 二五号）抄	2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 （施行期日） （罰則に関する経過措置） 附 則 （平成一五年三月三一日政令第一 二五号）抄	1 （施行期日） （罰則に関する経過措置） 附 則 （平成一五年三月三一日政令第一 二五号）抄

表第一の二五の二及び二五の三の項を削る改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

規定期と並びに別表第一の二の改正規定は、平成十四年一月一日から施行する。
規定期並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

規定期並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

規定期並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

規定期並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行期日)	第一条 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十九年一月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一五年一二月一七日政令第二八号)抄	附 則 (平成一七年三月三一日政令第一〇五号)抄
1 この政令は、平成十六年一月二十日から施行する。ただし、第二条中輸出貿易管理令別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。	2 この政令は、平成十六年一月二十一日から施行する。なお従前の例による。	2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(施行期日)	附 則 (平成一五年一二月一九日政令第二五三一号)抄	附 則 (平成一七年七月二一日政令第二五八号)抄
第一条 この政令は、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前の情報に基づく同意の手続に関するロツテルダム条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、別表第二の三五の項の改正規定は、平成十六年一月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十八年一月一日から施行する。この政令は、平成十八年三月一日から施行する。なお従前の例による。	第一条 この政令は、平成十九年六月一日から施行する。ただし、第二条中輸出貿易管理令第四条第一項第四号の改正規定（又は別表第四に掲げる地域を仕向地とする貨物）を削る部分及び「を輸出し」を「を別表第四に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出し」に改める部分に限る）、同令別表第四の改正規定及び同令別表第七の改正規定は、平成十九年一月十五日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一五年一二月一九日政令第二五三五号)抄	附 則 (平成一八年一二月二〇日政令第二三八七号)抄
第一条 この政令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。ただし、第五条の規定は輸出貿易管理令の一部を改正する政令（平成十五年政令第五百三十一号）の施行の日又はこの政令の施行の日のいずれか遅い日から、附則第九条の規定は公布の日から施行する。	第一条 この政令は、平成十八年六月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十九年六月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一六年三月三一日政令第一〇七号)抄	附 則 (平成一八年七月二六日政令第二五〇号)抄
第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令目次の改正規定（同令第二章中第五条の十の次に二条を加える改正規定、同令第六条の二第二号及び第七条の六の改正規定並びに同令第三章中同条を同令第七条の八とし、同令第七条の五の次に二条を加える改正規定並びに附則第四条の規定は、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十八年八月九日）から施行する。	第一条 この政令は、平成十八年五月十五日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一六年四月二八日政令第一七四号)抄	附 則 (平成一八年五月二十四日政令第二二〇号)抄
第一条 この政令は、平成十六年五月十七日から施行する。	第一条 この政令は、平成十八年六月一日から施行する。この政令は、平成十六年五月十七日から施行する。	第一条 この政令は、平成二〇年八月二七日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一六年一月一〇日政令第二三五二号)抄	附 則 (平成一八年八月二日政令第二七号)抄
1 この政令は、平成十七年一月一日から施行する。ただし、第二条中輸出貿易管理令別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。	1 この政令は、平成十六年一月二十日から施行する。なお従前の例による。	1 この政令は、平成十八年九月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一六年一月一〇日政令第二三五二号)	附 則 (平成一八年九月二一日政令第二〇四号)抄
第一条 この政令は、平成十八年九月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成十九年一月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二一年六月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一八年九月二一日政令第二〇四号)	附 則 (平成二一年六月一八日政令第二五四号)抄
第一条 この政令は、平成十八年九月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二一年七月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二三年五月一八日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一八年八月二日政令第二二五号)抄	附 則 (平成二一年七月一六日政令第一六〇号)抄
第一条 この政令は、平成十八年八月九日から施行する。	第一条 この政令は、平成二一年六月十八日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十三年七月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一八年八月二日政令第二二五号)	附 則 (平成二一年七月一七日政令第一八二号)抄
第一条 この政令は、平成二十二年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十二年六月一九日から施行する。	第一条 この政令は、平成二三年二月二六日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一八年八月二日政令第二二五号)	附 則 (平成二二年八月六号)
第一条 この政令は、平成二十二年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二四年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一八年八月二日政令第二二五号)	附 則 (平成二四年四月六日政令第一六六号)抄
第一条 この政令は、平成二十二年十月一日から施行する。	第一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	第一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(施行期日)	附 則 (平成一八年八月二日政令第二二五号)	附 則 (平成二四年四月六日政令第一九三号)抄
第一条 この政令は、平成二十二年十月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二四年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二四年四月一日から施行する。
(施行期日)	附 則 (平成一八年八月二日政令第二二五号)	附 則 (平成二四年四月六日政令第一九三号)
第一条 この政令は、平成二四年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二四年四月一日から施行する。	第一条 この政令は、平成二四年四月一日から施行する。

外国為替令第十八条の八第一項の改正規定及び第二条中輸出貿易管理令第十条の改正規定（第六章の三に係る部分に限る）は、平成二十二年四月一日から施行する。

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十五条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十六条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十七条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十八条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十九条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十四条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十五条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十六条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十七条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十八条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十九条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

<p>2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (令和四年三月二九日政令第一二二号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、令和四年四月五日から施行する。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p>
<p>2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (令和四年三月三一日政令第一三五号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定(同条中関税法施行令第八十七条の改正規定を除く)、第四条の規定及び第七条の規定(同条中電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令第一条第一項の改正規定、同令別表第四号の改正規定、同表第四号の二の改正規定、同表第七十九号の二の改正規定及び同表第八十九号の一部を改正する法律(令和三年法律第四十二号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。)は、特許法等の一部を改正規定を除く。)は、特許法等の一部を改正する法律(令和三年法律第四十二号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 (令和四年五月一三日政令第一九一号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、令和四年五月二十日から施行する。</p>

<p>2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (令和五年四月一〇日政令第一六四号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p>
<p>2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (令和五年六月三〇日政令第二三二号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、公布の日から起算して二十一日を経過した日から施行する。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p>
<p>2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (令和五年八月二一日政令第二五一二号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、公布の日から起算して二十一日を経過した日から施行する。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p>

<p>2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (令和四年六月一〇日政令第二二三号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この政令は、令和四年六月十七日から施行する。</p>
--

別表第一(第一条、第四条関係)	貨物		
	域	地	全
(一) 銃砲若しくはこれに用いるもの(発光又は発煙のために用いるものを含む)若しくはこれらに付属する装置若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品			
(二) 爆発物(銃砲弾を除く)若しくはこれを投下し若しくは発射する装置若しくはこれらの附属品又はこれらの部分品			
(三) 火薬類(爆発物を除く)又は軍用燃料			
(四) 火薬又は爆薬の安定剤			
(五) 指向性エネルギー兵器又はその部分品			
(六) 運動エネルギー兵器(銃砲を除く)若しくはその発射体又はこれらの部分品			
(七) 軍用車両若しくはその附属品若しくは軍用仮設橋又はこれらの部分品			
(八) 軍用船舶若しくはその船体若しくは附屬品又はこれらの部分品			
(九) 軍用航空機若しくはその附属品又はこれらの部分品			
(十) 防潛網若しくは魚雷防護網又は磁気機雷掃海用の浮揚性電線			
(十一) 装甲板、軍用ヘルメット若しくは防弾衣又はこれらの部分品			
(十二) 軍用探照灯又はその制御装置			
(十三) 軍用の細菌製剤、化学製剤若しくは放射性製剤又はこれらの散布、防護、浄化、探し若しくは識別のための装置若しくはその部分品			

<p>1 この政令は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p>
--

二	二		
	域	地	全
(三) 重水素又は重水素化合物			
(四) 人造黒鉛(四の項の中欄に掲げるものを除く)			
(五) 放射線を照射した核燃料物質若しくは附属装置又は原子炉用に設計した発電若しくは推進のための装置			
(六) 原子炉若しくはその部分品若しくは附属装置又は原子炉用に設計した装置			
(七) 核燃料物質又は核原料物質若しくは附屬装置又は原子炉用に設計した発電若しくは推進のための装置			
(八) 質若しくは核原料物質の分離用若しくは再生用に設計した装置又はその部分品若しくは制御装置			
(九) リチウムの同位元素の分離用の装置又は核燃料物質の成型加工用の装置			
(十) ウラン若しくはプルトニウムの同位元素の分離用の装置又は核燃料物質の分離用の装置(三十一)に掲げるものを除く			
(十一) ガス遠心分離機に用いられる周波数変換器又はその部分品			
(十二) ニッケルの粉又はこれを用いて製造した多孔質金属			

(十) 重水素若しくは重水素化物の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置
 (十一) 三酸化ウラン、六ふつ化ウラン、二酸化ウラン、四ふつ化ウラン、金属ウラン、四塩化ウラン、二酸化ブルトニウム、しうう酸ブルトニウム、過酸化ブルトニウム、三ふつ化ブルトニウム、エウム、三ふつ化ブルトニウム、四ふつ化ブルトニウム若しくは金屬ブルトニウム若しくは金
 (十二) その附属装置又はこれらの部分品
 (十三) ガス遠心分離機の製造に用いられるしごきスピニング加工機又はその部分品(四の項の中欄に掲げるものを除く)
 (十四) 核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械その他の装置であつて、次に掲げるもの
 1 数値制御を行うことができる工作機械
 2 測定装置(工作機械であつて、測定装置として使用することができるもの)を含む。
 (十五) 誘導炉、アーケ炉若しくはプラズマ若しくは電子ビームを用いた溶解炉又はこれらの部分品若しくは附属装置
 (十六) ロボットであつて、次に掲げるもの若しくはその部分品又はこれらの制御装置
 1 防爆構造のもの
 2 放射線による影響を防止するよう設計したもの
 (十七) ガス遠心分離機のロータリ用いられる構造材料であつて、次に掲げるもの(四の項の中欄に掲げるものを除く)
 1 アルミニウム合金

2 炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維、炭素繊維若しくはガラス繊維を使用したプリプレグ又は炭素繊維若しくはアラミド繊維を使用した成型品
 3 マルエージング鋼
 4 チタン合金
 (十八) ベリリウム若しくはベリウム合金の地金若しくはくず若しくはベリリウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品(電子機器の部分品に用いるベリリウム酸化物の半製品及び一次製品を除く)
 (十九) 核兵器の起爆用のアルファ線源に用いられる物質又はその原料となる物質(二)に掲げるものを除く。
 (二十) ほう素一〇
 (二十一) 核燃料物質の製造用の還元剤又は酸化剤として用いられる物質
 (二十二) アクチニドに対して耐食性のある材料を用いたるつぼ
 (二十三) ハフニウム若しくはハフニウム合金の地金若しくはくず若しくはハフニウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品
 (二十四) リチウム若しくはリチウム合金の地金若しくはくず若しくはリチウム化合物若しくはリチウム混合物又はこれらの半製品若しくは一次製品若しくは一次製品
 (二十五) タンクステン、タンクステンの炭化物又はタンクステン合金の一次製品(円筒形のもの、半球形のもの又はこれらを組み合せたものに限る)
 (二十六) ジルコニア若しくはジルコニウム合金の地金若しくはくず若しくはジルコニア化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品
 (二十七) ふつ素製造用の電解槽
 (二十八) ガス遠心分離機のロータの製造用若しくは組立用の装置又はその部分品

(二十九) 遠心力式釣合い試験機(一面釣合い試験機を除く)
 (三十) フィラメントワインディング装置又はその部分品若しくは纖維を使用した成型品
 2 炭素繊維、アラミド繊維若しくはガラス繊維、炭素繊維若しくはガラス繊維を使用したプリプレグ又は炭素繊維若しくはアラミド繊維を使用した成型品
 3 マルエージング鋼
 4 チタン合金
 (三十一) ウランの同位元素の分離に用いられるガスレーザー発振器、固体レーザー発振器又は色素レーザー発振器
 (三十二) 核燃料物質の分析に用いられる質量分析計又はイオン源
 (三十三) 六ふつ化ウランに対し耐食性のある材料を用いた圧力計又はベローズ弁(三の項の中欄に掲げるものを除く)
 (三十四) ソレノイドコイル形の超電導電磁石
 (三十五) ウランの同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプ(三の項の中欄に掲げるものを除く)
 (三十六) ソレノイドコイル形の超電導電磁石
 (三十七) スクロール型圧縮機又はスクロール型真空ポンプであつて、ベローズシールを用いたもの(三十五)及び三の項の中欄に掲げるものを除く。
 (三十八) 電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置
 (三十九) 電子加速器又はフラッシュ放電型のエッカス線装置(四の項の中欄に掲げるものを除く)
 (四十) 流体の速度を測定するための干渉計、圧力測定器又は水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器
 (四十一) 核兵器の起爆又はその試験に用いられる貨物であつて、次に掲げるもの
 1 三個以上の電極を有する冷陰極管
 2 トリガーハイパルス発生器
 3 キセノンせん光ランプの発光装置
 4 パルス用コンデンサー
 5 パルス発生器
 6 キセノンせん光ランプの発光装置
 7 雷管の部分品
 (四十二) 陽極パルス立上がり時間が短い光電子増倍管
 (四十三) トリチウム又は重水素と重水素との核反応による静電加速型の中性子発生装置
 (四十四) 放射線被ばくの防止のために用いられる遠隔操作のマニピュレーター
 (四十五) 放射線を遮へいするよう設計した窓又はその窓枠
 (四十六) 放射線による影響を防止するよう設計したテレビカメラ又はそのレンズ
 (四十七) トリチウム、トリチウム化合物又はトリチウム混合物
 (四十八) トリチウムの製造、回収若しくは貯蔵に用いられる装置又はトリチウムの製造に用いられる装置の部分品
 (四十九) 重水からトリチウムを回収するため又は重水を製造するための白金を用いた触媒
 (五十) ヘリウム三
 (五十一) レニウム、レニウム合金又はレニウムタングステン合金の一次製品
 (五十二) 防爆構造の容器
 (五十三) (二) 軍用の化学製剤の原料となる物質又は軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質若しくはその原料となる物質として経済産業省令で定めるもの
 (五十四) 次に掲げる貨物であつて、軍用の化学製剤の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの
 1 反応器
 2 貯蔵容器
 3 熱交換器若しくは凝縮器又はこれらの部分品

三	
域地全	
1 反応器	(二) 軍用の化学製剤の原料となる物質又は軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質若しくはその原料となる物質として経済産業省令で定めるもの
2 貯蔵容器	(二) 次に掲げる貨物であつて、軍用の化学製剤の製造に用いられる装置又はその部分品若しくは附属装置であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの
3 熱交換器若しくは凝縮器又はこれらの部分品	(一) 軍用の化学製剤の原料となる物質又は軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質若しくはその原料となる物質として経済産業省令で定めるもの

四	二の三
<p>4 蒸留塔若しくは吸収塔又はこれらの部分品</p> <p>5 充てん用の機械</p> <p>6 かくはん機又はその部分品</p> <p>7 弁又はその部分品</p> <p>8 多重管</p> <p>9 ポンプ又はその部分品</p> <p>10 燃却装置</p> <p>11 空気中の物質を検知する装置又はその部分品</p> <p>(三) (二) 1又は2に掲げる貨物の修理に用いられる組立品又はその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(二) 軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(二) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>物理的封じ込めに用いられる装置</p> <p>5の2 噴霧乾燥器</p> <p>6 物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置</p> <p>3 遠心分離機</p> <p>4 クロスフロー過用の装置又はその部分品</p> <p>5 凍結乾燥器</p> <p>8 噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品</p> <p>9 核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置</p> <p>(二) ロケット又はその製造用の装置若しくは工具(型を含む。以下同じ)。若しくは試験装置若しくはこれらの部分品</p>	<p>4 蒸留塔若しくは吸収塔又はこれらの部分品</p> <p>5 充てん用の機械</p> <p>6 かくはん機又はその部分品</p> <p>7 弁又はその部分品</p> <p>8 多重管</p> <p>9 ポンプ又はその部分品</p> <p>10 燃却装置</p> <p>11 空気中の物質を検知する装置又はその部分品</p> <p>(三) (二) 1又は2に掲げる貨物の修理に用いられる組立品又はその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(二) 軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子であつて、経済産業省令で定めるもの</p> <p>(二) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>物理的封じ込めに用いられる装置</p> <p>5の2 噴霧乾燥器</p> <p>6 物理的封じ込め施設において用いられる防護のための装置</p> <p>3 遠心分離機</p> <p>4 クロスフロー過用の装置又はその部分品</p> <p>5 凍結乾燥器</p> <p>8 噴霧器若しくは煙霧機又はこれらの部分品</p> <p>9 核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行うための装置</p> <p>(二) ロケット又はその製造用の装置若しくは工具(型を含む。以下同じ)。若しくは試験装置若しくはこれらの部分品</p>
域地全	域地全

1 ロケット推進装置	(一の二) 無人航空機又はその部分品若しくは附造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれららの部分品
2 ターボジェットエンジン、ターボファンエンジン、ラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン、複合サブエンジン又はターボプロップエンジン	(二) 多段ロケットの各段入機若しくはその部分品、誘導装置又はこれららの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれららの部分品
3 タングステン、モリブデン又はこれらの合金を中心とした構成物質	(三) 推進装置であつて次に掲げるるもの
4 マルエーリング鋼	(十四) 炭素及び炭素繊維を用いた複合材料の炭素の密度を増加させたために設計した炉又はその制御装置
5 チタンにより安定化されたオーステナイト・フェライト系ステンレス鋼	(十五) ロケット又は無人航空機に使用することができる構成材料でつて、次に掲げるもの
6 ガスター・ビン	1 複合材料又はその成型品
7 サーボ弁	2 人造黒鉛
8 ポンプ	3 タングステン、モリブデン又はこれらの合金を中心とした構成物質とする粉
9 ガスター・ビン	4 マルエーリング鋼
10 ジヤイロスコープ	5 チタンにより安定化されたオーステナイト・フェライト系ステンレス鋼
11 加速度計	(十六) ロケット若しくは無人航空機に使用することができる装置であつて次に掲げるもの若しくはそれらの部分品又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置若しくはこれららの部分品
12 1又は2に掲げる貨物を用いた装置	(十七) ロケット用若しくは無人航空機用の飛行制御装置若しくは姿勢制御装置又はこれららの試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置若しくはこれららの部分品
13 航法装置	(十八) アビオニクス装置又はその部分品
14 磁気方位センサー	(十九) 航空機搭載用又は船舶搭載用の重力計又は重力勾配計
15 ロケット用若しくは無人航空機用の飛行制御装置若しくは姿勢制御装置又はこれららの試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置若しくはこれららの部分品	(二十) ロケット又は無人航空機の発射台又は地上支援装置
16 (十八) ロケット又は無人航空機に使用することができる熱電	(二十一) ロケット又は無人航空機に使用することができる無線遠隔制御装置又は追跡装置

1 ロケット	の装置又はその部分品若しくは附属品
2 パーソナルコンピュータ	(十一) ノズルであつて、原料ガスの熱分解により生成する物質を基材に定着させるためのもの
3 ロケット推進装置	(十二) ロケット推進装置のノズル若しくは再突入機の先端部の製造用の装置又はその制御装置
4 ロケット搭載用の電子計算機	(十三) アイソスタチックプレス又はその制御装置
5 ロケット搭載用の電子計算機	(十四) ロケット推進装置、無線遠隔制御装置又はその制御装置
6 ロケット設計用の電子計算機	(十五) ロケット又は無人航空機に使用することができる構造材料でつて、次に掲げるもの
7 ロケット設計用の電子計算機	(十六) ロケット若しくは無人航空機に使用することができる装置であつて次に掲げるもの若しくはそれらの部分品又はこれらの製造用の装置若しくは工具、試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置若しくはこれららの部分品
8 ロケット設計用の電子計算機	(十七) ロケット用若しくは無人航空機用の飛行制御装置若しくは姿勢制御装置又はこれららの試験装置、校正装置若しくは心合わせ装置若しくはこれららの部分品
9 ロケット設計用の電子計算機	(十八) アビオニクス装置又はその部分品

五	
1 ロケット	池(一)の項の中欄に掲げるものを除く。)
2 パーソナルコンピュータ	(十九) 航空機搭載用又は船舶搭載用の重力計又は重力勾配計
3 ロケット推進装置	(二十) ロケット又は無人航空機の発射台又は地上支援装置
4 ロケット設計用の電子計算機	(二十一) ロケット又は無人航空機に使用することができる無線遠隔制御装置又は追跡装置
5 ロケット設計用の電子計算機	(二十二) ロケット又は無人航空機に使用することができる無線遠隔制御装置又は追跡装置
6 ロケット設計用の電子計算機	(二十三) ロケット又は無人航空機に使用することができるアナログデジタル変換器
7 ロケット設計用の電子計算機	(二十四) 振動試験装置、環境試験装置若しくは機に使用することができる空気力学試験装置、燃焼試験装置、環境試験装置若しくは機に使用することができる無線遠隔制御装置又は追跡装置
8 ロケット設計用の電子計算機	(二十五) 音波(超音波を含む。以下同じ)、電波若しくは光の反射若しくは放射を減少させる材料若しくは装置、電子加速器若しくはこれを用いた装置
9 ロケット設計用の電子計算機	(二十四) ロケット設計用の電子計算機
10 ロケット設計用の電子計算機	(二十六) ロケット又は無人航空機に使用することができる集積回路、探知装置又はレーダー・ドーム
11 ロケット設計用の電子計算機	次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの
12 ロケット設計用の電子計算機	(二) ふつ素化合物の製品であつて、航空機又は人工衛星その他の宇宙開発用の飛しよう体に使用するよう設計したもの
13 ロケット設計用の電子計算機	(三) 芳香族ポリイミドの製品
14 ロケット設計用の電子計算機	(四) チタン、アルミニウム又はこれらの合金を超塑性成形又は拡散接合するための工具
15 ロケット設計用の電子計算機	(五) ニッケル合金、チタン合金、ニオブ合金、アルミニウム合金若しくはマグネシウム合金若しくはこれらの粉又はこれらの製造用の
16 ロケット設計用の電子計算機	

装置若しくはその部分品若しくは附属品（二）の項の中欄に掲げるもののを除く。）	（六） 金属性磁性材料 （七） ウランチタン合金又はタンゲステン合金（二）の項の中欄に掲げるものを除く。）	（八） 超電導材料 （九） 削除
潤滑剤として使用することができる材料であつて、フェニレンエーテル、アルキルフェニレン主成分とするもの	（十） 潤滑剤として使用することができる材料であつて、フェニレンエーテル、アルキルフェニレン主成分とするもの	（十一） 潤滑剤として使用することができる材料であつて、フェニレンエーテル、アルキルフェニレン主成分とするもの

六	七	八
（十二） 冷媒用の液体であつて、ジブロパーコロポリアルキルエーテルトリフルオロエチレン又はポリアルミニウムモノマー、パーコロアルキルアミン、パーコロシクロアルカン又はパーコロアルカンを主成分とするもの	（二） 集積回路（四） の項の中欄に掲げるものを除く。）	（十九） ハウス若しくはその混合物、硝酸グアニジン又はニトログアニジン（二及び四の項の中欄に掲げるものを除く。）
（十三） チタンのほう化物を用いて製造したセラミック粉末	（三） 軸受又はその部分品（四） の項の中欄に掲げるものを除く。）	（二十） マイクロ波用機器若しくはその部分品又はミリ波用機器の部品
（十四） セラミックの複合材料であつて、その主たる構成物質がガラス、酸化物又はけい素、ジルコニウム若しくはほう素の炭化物若しくは窒化物であるもの	（四） アイソスタチックプレス又はその部分品若しくは附属品（四） の項の中欄に掲げるものを除く。）	（二十一） 燃料素又はアンチモンの有機化合物
（十五） ポリジオルガノシラン、ポリシリザン又はポリカルボシラン	（五） コーティング装置又はその自動操作のための部分品	（二十二） 炭化ケイ素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム、窒化アルミニウムガリウム、三酸化二ガリウム又はダイヤモンドの基板（十八） に掲げるものを除く。） 又はインゴット、ブールその他のプリフォーム
（十六） ビスマレイミド、芳香族ポリアミドイミド、芳香族ポリイミド、芳香族ポリエーテルイミド、ポリアリーレンケトン、ポリアリーレンスルフィド又はポリビフェニレンエーテルスルホン	（六） 測定装置（工作機械であつて、測定装置として使用することができるものを含む。）であつて、次に掲げるもの又はその部分品を測定するためのもの	（二十三） 多結晶の基板（十八） 及び（二十二） に掲げるものを除く。）
（十七） ふつ化ボリイミド又はふつ化ホスファゼン	（七） ロボットであつて、次に掲げるもの又はその部分品若しくは制御装置	（二十四） サンプリングオシロスコープ（十） アナログデジタル変換器（四） の項の中欄に掲げるものを除く。）
	1 防爆構造のもの	（二十五） 原子周波数標準器（十五） スプレー冷却方式の熱制御装置
2 放射線による影響を防止するよう設計したもの	2 直線上の変位又は角度の変位を測定するためのもの	（二十六） 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置
3 高い高度で使用することができるよう設計したもの	3 表面粗さを測定することができるよう設計したもの	（二十七） マスク若しくはレチクル
（八） フィードバック装置、複合回転テーブル又は加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドル	（九） レジスト	（二十八） 半導体基板
		（二十九） マスクの製造に用いられる基材
		（三十） アルミニウム、ガリウム若しくは附属品（一、四及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。）
		（三十一） エンコーダ又はアンチモンの水素化物
		（三十二） 炭化ケイ素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム、窒化アルミニウムガリウム、三酸化二ガリウム又はダイヤモンドの基板（十八） に掲げるものを除く。） 又はインゴット、ブールその他のプリフォーム
		（三十三） 通信用の光ファイバー
		（三十四） ネットワークアナライザ
		（三十五） 周波数分析器
		（三十六） 信号発生器
		（三十七） デジタル方式の記録装置
		（三十八） 半導体基板
		（三十九） レジスト
		（四十） アルミニウム、ガリウム若しくはインジウムの有機金属化合物又は燃料素若しくはアンチモンの有機化合物
		（四十一） マスクの製造に用いられる基材
		（四十二） エンコーダ又はアンチモンの水素化物
		（四十三） 通信用の光ファイバー
		（四十四） ネットワークアナライザ
		（四十五） 周波数分析器
		（四十六） 信号発生器
		（四十七） デジタル方式の記録装置
		（四十八） 半導体基板
		（四十九） 絞りスピニング加工機

九	八	九
（十五） 原子周波数標準器（十五） スプレー冷却方式の熱制御装置	（二） 伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品（一五の項の中欄に掲げるものを除く。）	（九） 絞りスピニング加工機
（十六） 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置	（三） 通信用の光ファイバー	（二十） マスクの製造に用いられる基材
（十七） マスク若しくはレチクル	（四） 削除	（二十一） エンコーダ又はアンチモンの有機化合物
	（五） フェーズドアレーアンテナ	（二十二） アルミニウム、ガリウム若しくはインジウムの有機金属化合物又は燃料素若しくはアンチモンの有機化合物
	（六） 監視用の方向探知機又はその部分品	（二十三） 多結晶の基板（十八） 及び（二十二） に掲げるものを除く。）
	（七） 無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置若しくはこれらの作動を監視する装置又はこれらの部分品	（二十四） サンプリングオシロスコープ（十） アナログデジタル変換器（四） の項の中欄に掲げるものを除く。）
	（八） 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することによ	（二十五） 原子周波数標準器（十五） スプレー冷却方式の熱制御装置

九	八	九
（十五） 原子周波数標準器（十五） スプレー冷却方式の熱制御装置	（二） 伝送通信装置又はその部分品若しくは附属品（一五の項の中欄に掲げるものを除く。）	（九） 絞りスピニング加工機
（十六） 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装置	（三） 通信用の光ファイバー	（二十） マスクの製造に用いられる基材
（十七） マスク若しくはレチクル	（四） 削除	（二十一） エンコーダ又はアンチモンの有機化合物
	（五） フェーズドアレーアンテナ	（二十二） アルミニウム、ガリウム若しくはインジウムの有機金属化合物又は燃料素若しくはアンチモンの有機化合物
	（六） 監視用の方向探知機又はその部分品	（二十三） 多結晶の基板（十八） 及び（二十二） に掲げるものを除く。）
	（七） 無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置若しくはこれらの作動を監視する装置又はこれらの部分品	（二十四） サンプリングオシロスコープ（十） アナログデジタル変換器（四） の項の中欄に掲げるものを除く。）
	（八） 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することによ	（二十五） 原子周波数標準器（十五） スプレー冷却方式の熱制御装置

	○ 一
分品、附属品若しくは試験装置 (七) 光学器械又は光学部品の制御装置 (八) レーザー発振器又はその部品 (九) 非球面光学素子	<p>り位置を探知することができる装 置</p> <p>(五の五) インターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置又はその部分品</p> <p>(六) (二)から(三)まで若しくは(五)から(五)までに掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置、測定装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品</p> <p>(七) 暗号装置又はその部分品</p> <p>(八) 情報を伝達する信号の漏えいを防止するように設計した装置又はその部分品</p> <p>(九) 削除</p> <p>(十) 盗聴の検知機能を有する通信ケーブルシステム又はその部分品</p> <p>(十一) (七)、(八)若しくは(十)に掲げる貨物の設計用の装置、製造用の装置又は測定装置</p> <p>(十二) 音波を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置若しくは業者令で定める仕様のもの</p> <p>(十三) 光検出器若しくはその冷却装置、船舶用の対地速力の測定装置又は船用の対地速力の測定装置又はこれらの部分品(一五の項の中欄に掲げるものを除く)</p> <p>(十四) 電子式のカメラ又はその部品(二)の項の中欄に掲げるものを除く。</p> <p>(十五) センサー用の光ファイバー</p> <p>(十六) 光学部品であつて、セレン化亜鉛若しくは硫化亜鉛を用いたもの又は宇宙用に設計したもの</p> <p>(十七) 光学器械又は光学部品の制御装置</p>
	域 地 全

	一一
	<p>(二) の項の中欄に掲げるものを除く。</p> <p>(八の二) レーザー光を利用して音声を探知する装置</p> <p>(九) 磁力計、水中電場センサー若しくは磁場勾配計若しくはこれらの校正装置又はこれらの部分品</p> <p>(九の二) 水中において磁場又は電場を検知する装置(磁力計又は水中電場センサーを組み込んだものに限る)</p> <p>(十) 重力計又は重力勾配計(四の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(十一) レーダー又はその部分品(四及び一五の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(十二) 光センサーの製造用のマスク又はレチクル</p> <p>(十三) 光の反射率の測定装置又はレンズ若しくは反射鏡の表面の形状の測定装置(非接触型のものに限る。)</p> <p>(十四) 光検出器その他の光学部品の材料となる物質又はレーザー発振器用の結晶</p> <p>(十五) 重力計の製造用の装置又は校正装置</p> <p>(十六) 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置</p> <p>(十七) 回流水槽</p> <p>(十八) 浮力材</p> <p>(十九) 閉鎖回路式又は半閉鎖回路式の自給式潜水用具</p> <p>(二十) 音波を利用して人の水中における活動を妨害する装置</p> <p>(二十一) 回流水槽に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(二十二) ガスター・ビン・エンジン又はその部分品</p> <p>(二十三) 人工衛星その他の宇宙開発用の飛しよう体又はその部分品</p> <p>(二十四) 人工衛星その他の宇宙開発用の飛しよう体の制御又はその作動状態の監視のために必要な装置であつて、地上に設置されるもの</p> <p>(二十五) ロケット推進装置又はその部分品</p> <p>(二十六) 無人航空機又はその部分品</p> <p>(二十七) レーザー発振器又はその部品</p>
	域 地 全

	二 一
	<p>(二) の項の中欄に掲げるものを除く。</p> <p>(三) 水中から物体を回収するための装置</p> <p>(四) 水中用の照明装置</p> <p>(五) 水中用のロボット(二及び六の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(六) 大気から遮断された状態で使用することができる動力装置</p> <p>(七) 回流水槽</p> <p>(八) 浮力材</p> <p>(九) 閉鎖回路式又は半閉鎖回路式の自給式潜水用具</p> <p>(十) 音波を利用して人の水中における活動を妨害する装置</p> <p>(十一) 回流水槽に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(十二) ガスター・ビン・エンジン又はその部分品</p> <p>(十三) 人工衛星その他の宇宙開発用の飛しよう体の制御又はその作動状態の監視のために必要な装置であつて、地上に設置されるもの</p> <p>(十四) ロケット推進装置又はその部分品</p> <p>(十五) 無人航空機又はその部分品</p> <p>(十六) レーザー発振器又はその部品</p> <p>(十七) ロケット推進装置又はその部分品</p> <p>(十八) 無人航空機又はその部分品</p> <p>(十九) ロケット推進装置又はその部分品</p> <p>(二十) 簡易爆発装置の除去その他</p>
	域 地 全

	四 一
	<p>(二) 粉末状の金属燃料(アルミニウムの粉を含み、四の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(三) 非磁性材料を用いたディーゼルエンジン又はその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(四) 削除</p> <p>(五) 自給式潜水用具又はその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの(一二の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>(六) 航空機で輸送することができるよう特に設計した土木機械又はその部分品</p> <p>(七) ロボット若しくはその制御装置又はこれらの部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(八) 削除</p> <p>(九) 催涙剤若しくはくしゃみ剤(個人護身用のものを除く。)又はこれらの散布、防護、探知若しくは識別のための装置若しくはその部分品であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(十) 簡易爆発装置の除去その他</p> <p>(十一) 爆発物を自動的に探しし、又は識別するように設計した電子式の装置であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(十二) 爆発物を自動的に探しし、又は識別するように設計した電子式の装置であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(十三) 爆発物を自動的に探しし、又は識別するように設計した電子式の装置であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(十四) 爆発物を自動的に探しし、又は識別するように設計した電子式の装置であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(十五) 爆発物を自動的に探しし、又は識別するように設計した電子式の装置であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(十六) 爆発物を自動的に探しし、又は識別するように設計した電子式の装置であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(十七) 爆発物を自動的に探しし、又は識別するように設計した電子式の装置であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p> <p>(十八) 爆発物を自動的に探しし、又は識別するように設計した電子式の装置であつて、経済産業省令で定める仕様のもの</p>
	域 地 全

かに該当するものに限る。)の成分である化學物質であつて、經濟産業大臣が告示で定めるものに該当するものに限る。)の成分である化學物質であつて、經濟産業大臣が告示で定めるものと認められるものとして同法第四条第六項において準用する場合を含む。2から4までにおいて同じ。)のいずれかに該当するものと認められるものとして同法第四条第一項(同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づきその登録を拒否された農薬。

2 農薬取締法第四条第一項第五号から第九号まで又は第十一号のいずれかに該当すると認められるものとして同法第九条第二項(同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づきその登録が取り消された農薬。

3 農薬取締法第四条第一項第五号から第九号まで又は第十一号のいずれかに規定する事態が生ずると認められるに至つた場合において同法第九条第三項(同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づきその登録が取り消された農薬。

4 農薬取締法第四条第一項第五号から第九号まで又は第十一号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要な場合において同法第十一条第三項に規定する場合を含む。)の規定に基づきその登録が取り消された農薬。

(三) 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第十二条第三項に規定する特定毒物(二)に掲げるものを除く。)

(四) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第一百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品又は同条第二

五号から第九号まで又は第十一号(これらの規定を同法第三十四条第一項第五号から第六号まで又は第十一号に該当するものに限る。)の成分である化學物質であつて、經濟産業大臣が告示で定めるものと認められるものとして同法第四条第一項(同法第三十四条第六項において同じ。)のいずれかに該当するものと認められるものとして同法第四条第六項において準用する場合を含む。2から4までにおいて同じ。)のいずれかに該当するものと認められるものとして同法第四条第一項(同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づきその登録を拒否された農薬。

2 農薬取締法第四条第一項第五号から第九号まで又は第十一号のいずれかに該当すると認められるものとして同法第九条第二項(同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づきその登録が取り消された農薬。

3 農薬取締法第四条第一項第五号から第九号まで又は第十一号のいずれかに規定する事態が生ずると認められるに至つた場合において同法第九条第三項(同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づきその登録が取り消された農薬。

4 農薬取締法第四条第一項第五号から第九号まで又は第十一号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要な場合において同法第十一条第三項に規定する場合を含む。)の規定に基づきその登録が取り消された農薬。

(三) 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第十二条第三項に規定する特定毒物(二)に掲げるものを除く。)

(四) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第一百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品又は同条第二

六三	四の五三	
に属する動物又は植物、これら	五の四	一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三
域 全 地	域 全 地	域 全 地

四四	三四	二四	一四	〇四	九三	八三	七三
種子、はく製、加工品その他の これら、の動物又は植物から派生 した物(次の項及び四三の項の 中欄に掲げるものを除き、經濟 産業大臣が告示で定めるものに 限る。)	医薬品、医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に關 する法律第十四条第二項第三号 に該当するものとして同項の 規定に基づきその承認が与えら れなかつた医薬品又は医薬部外 品に該当する殺虫剤						
域 全 地	域 全 地	域 全 地	域 全 地	域 全 地	域 全 地	域 全 地	域 全 地

四五	五四	五四
の個体の一部及びこれらの卵、 種子、はく製、加工品その他の これら、の動物又は植物から派生 した物(次の項及び四三の項の 中欄に掲げるものを除き、經濟 産業大臣が告示で定めるものに 限る。)	関税法(昭和二十九年法律第六 十一号)第六十九条の十二第一 項に規定する認定手続が執られ た貨物(同法第六十九条の十一第一 項の規定により積戻しを命 じられたもの、同法第六十九条 の十二第六項の規定により同法 第六十九条の十一第一項第九号 から第十号までに掲げる貨物に 該当しないと認定されたもの及 び同法第六十九条の十五第十項 又は第六十九条の二十第十一項 の規定により認定手続が取りや められたものを除く。)	の個体の一部及びこれらの卵、 種子、はく製、加工品その他の これら、の動物又は植物から派生 した物(次の項及び四三の項の 中欄に掲げるものを除き、經濟 産業大臣が告示で定めるものに 限る。)
敷物	別表第二の二(第二条、第四条関係) 一 牛の肉(冷凍したものに限る。) 二 魚のフィレ(冷凍したものであつて、經濟 産業大臣が告示で定めるものに限る。) 三 キヤビア及び魚卵から調製したキヤビア代 用物 四 アルコール飲料	別表第二の二(第二条、第四条関係) 一 牛の肉(冷凍したものに限る。) 二 美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ 用の調製品(日焼止め用又は日焼け用の調製 品を含み、医薬品を除く。)及びマニキュア 用又はペディキュア用の調製品 八 トランク、スーツケース、携帯用化粧道具 入れ、エグゼクティブケース、書類かばん 通学用かばんその他これらに類する容器(外 面が革製、コンポジションレザー製又はパテ ントレザー製のものに限る。) 九 ハンドバッグ(外面が革製、コンポジショ ンレザー製又はパテントレザー製のものに限 る。) 十 財布その他のポケット又はハンドバッグに 通常入れて携帯する製品(外面が革製、コン ポジションレザー製のものに限る。) 十一 衣類及び衣類附属品(革製又はコンポジ ションレザー製のものに限る。) 十二 毛皮製のオーバーコートその他の毛皮製 品及び人造毛皮製品 十三 じゅうたんその他の紡織用纖維の床用
	関税法(昭和二十九年法律第六 十一号)第六十九条の十二第一 項に規定する認定手続が執られ た貨物(同法第六十九条の十一第一 項の規定により積戻しを命 じられたもの、同法第六十九条 の十二第六項の規定により同法 第六十九条の十一第一項第九号 から第十号までに掲げる貨物に 該当しないと認定されたもの及 び同法第六十九条の十五第十項 又は第六十九条の二十第十一項 の規定により認定手続が取りや められたものを除く。)	の個体の一部及びこれらの卵、 種子、はく製、加工品その他の これら、の動物又は植物から派生 した物(次の項及び四三の項の 中欄に掲げるものを除き、經濟 産業大臣が告示で定めるものに 限る。)

十三の二 つづれ織物（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）	十四 ガラス製品（鉛ガラス製のものであつて、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）
十三の三 磁器製の食卓用品（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）	十五 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、特定金属（銀、金、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムをいう。以下同じ。）及び特定金属を張った金属並びにこれらの製品
十六 携帶用のデジタル式自動データ処理機械（少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。）	十七 マイクロホン及びそのスタンド、拡声器、ヘッドホン及びイヤホン、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置
十八 音声再生機、録音機及びビデオの記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品	十九 録音その他これに類する記録用の媒体（写真用又は映画用のものを除き、録音その他これに類する記録をしたものを含む。）
二十 ビデオカメラレコードー及びデジタルカメラ	二十一 ラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信を受信することができるものを含む。）
二十二 テレビジョン受像機器（カラーのものであつて、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）並びにビデオモニター（カラーのものに限る。）及びビデオプロジェクター	二十三 乗用自動車及び雪上走行用に特に設計した車両（雪上走行用に特に設計した車両における、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）
二十四 モーターサイクル（モペットを含む。）及び補助原動機付きの自転車	二十五 ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶及びカヌー
二十六 写真機（一眼レフレンズのものに限る。）	二十七 映画用の撮影機及び映写機
二十八 投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）	二十九 映写用又は投影用のスクリーン

三十 懸時計、懷中時計その他の携帶用時計（ストップウォッチを含む。）	三十二 万年筆
一 別表第一の一から一五までの項の中欄に掲げる貨物	一 別表第一の一から一五までの項の中欄に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前号に掲げる貨物を除く。）
イ 軍用の化学製剤の原料となる物質並びにデイスプレイの原料となる物質及びその原料となる物質	イ 軍用の化学製剤の原料となる物質並びに軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質及びその原料となる物質
ロ 次に掲げる貨物であつて、軍用の化学製剤の製造に用いられる装置並びにその部分品及び附属装置	ロ 次に掲げる貨物であつて、軍用の化学製剤の製造に用いられる装置並びにその部分品及び附属装置
ハ 行うための装置	ハ 行うための装置

(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18)	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18)	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18)	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18)	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18)
ハ 行うための装置				
(1) 物理的封じ込め装置	(1) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の製造に用いられる装置及びその部分品	(1) 物理的封じ込め装置	(1) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の製造に用いられる装置及びその部分品	(1) 物理的封じ込め装置
(2) 防護のための装置	(2) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の製造に用いられる装置及びその部分品	(2) 防護のための装置	(2) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の製造に用いられる装置及びその部分品	(2) 防護のための装置
(3) 核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行ふための装置	(3) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の製造に用いられる装置及びその部分品	(3) 核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行ふための装置	(3) 次に掲げる貨物であつて、軍用の細菌製剤の製造に用いられる装置及びその部分品	(3) 核酸の合成又は核酸と核酸との結合を行ふための装置

(19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36)	(19) レーダー及びその部分品	(20) 信号処理装置（弾性波を利用するものを除く。）
(20) 試験装置、検査装置、製造用の装置及び工具並びにこれらの部分品及び附属品	(21) (16) に掲げる貨物及びその部分品の材料となる物質	(21) (16) に掲げる貨物及びその部分品の材料となる物質
(21) 試験装置、検査装置、製造用の装置及び工具並びにこれらの部分品及び附属品	(22) 光検出器用の光ファイバー及び光検出器	(22) 光検出器用の光ファイバー及び光検出器
(22) 光検出器用の光ファイバー及び光検出器	(23) ふつ化物及びこれを用いて製造した光ファイバーのプリフォーム	(23) ふつ化物及びこれを用いて製造した光ファイバーのプリフォーム
(23) アイバーのプリフォーム	(24) 慣性航法装置、方向探知機及びアビオニアクス装置並びにこれらの部分品	(24) 慣性航法装置、方向探知機及びアビオニアクス装置並びにこれらの部分品
(24) アイバーのプリフォーム	(25) 航法装置及びアビオニアクス装置の試験装置、検査装置及び製造用の装置	(25) 航法装置及びアビオニアクス装置の試験装置、検査装置及び製造用の装置
(25) 航法装置及びアビオニアクス装置の試験装置、検査装置及び製造用の装置	(26) 船舶、水中用の観測装置その他の水中における活動用の装置及び潜水用具並びにこれらの部分品及び附属品	(26) 船舶、水中用の観測装置その他の水中における活動用の装置及び潜水用具並びにこれらの部分品及び附属品
(26) 船舶、水中用の観測装置その他の水中における活動用の装置及び潜水用具並びにこれらの部分品及び附属品	(27) ディーゼルエンジン並びにトラクター並びにその部分品及び附属品	(27) ディーゼルエンジン並びにトラクター並びにその部分品及び附属品
(27) ディーゼルエンジン並びにトラクター並びにその部分品及び附属品	(28) 航空機及びガスタービンエンジン並びに落下傘（可導式落下傘及びバラグライダーを含む。）並びにその部分品及び附属装置	(28) 航空機及びガスタービンエンジン並びに落下傘（可導式落下傘及びバラグライダーを含む。）並びにその部分品及び附属装置
(28) 航空機及びガスタービンエンジン並びに落下傘（可導式落下傘及びバラグライダーを含む。）並びにその部分品及び附属装置	(29) 航空機及びガスタービンエンジン並びに落下傘（可導式落下傘及びバラグライダーを含む。）並びにその部分品及び附属装置	(29) 航空機及びガスタービンエンジン並びに落下傘（可導式落下傘及びバラグライダーを含む。）並びにその部分品及び附属装置
(29) 航空機及びガスタービンエンジン並びに落下傘（可導式落下傘及びバラグライダーを含む。）並びにその部分品及び附属装置	(30) 振動試験装置及びその部分品	(30) 振動試験装置及びその部分品
(30) 振動試験装置及びその部分品	(31) (32) 石油精製用の装置及び触媒	(31) (32) 石油精製用の装置及び触媒
(31) (32) 石油精製用の装置及び触媒	(33) (34) 量子計算機その他の量子の特性を利用した装置及びその附属装置並びにこれらの部品	(33) (34) 量子計算機その他の量子の特性を利用した装置及びその附属装置並びにこれらの部品
(33) (34) 量子計算機その他の量子の特性を利用した装置及びその附属装置並びにこれらの部品	(35) (36) 微鏡及びこれらの顕微鏡とともに使用する装置及びその附属装置並びにこれららの部品	(35) (36) 微鏡及びこれらの顕微鏡とともに使用する装置及びその附属装置並びにこれららの部品
(35) (36) 微鏡及びこれらの顕微鏡とともに使用する装置及びその附属装置並びにこれららの部品	(37) (38) 有機発光ダイオード、有機電界効果トランジスター及び有機太陽電池の製造用の粉末状の金属及び金属合金	(37) (38) 有機発光ダイオード、有機電界効果トランジスター及び有機太陽電池の製造用の粉末状の金属及び金属合金

(38)	微小な電気機械システムの製造用の装置
(39)	水素(太陽光、風力その他の再生可能エネルギーを利用して製造するものに限る)を原料とする燃料及び変換効率の高い太陽電池の製造用の装置
(40)	真空ポンプ及び真空計
(41)	極低温用に設計した冷却装置及びその附属装置並びにこれらの部分品
(42)	集積回路から蓋及び封止材料を除去するための装置
(43)	量子収率の高い光検出器
(44)	工作機械及びその部分品並びに工作機械用の数値制御装置
(45)	電磁波による探知を困難にする機能向上させる材料、ほぼ等しい割合の複数の元素で構成された合金その他の先端的な材料の部分品
(46)	導電性高分子、半導電性高分子及び電界発光の性質を有する高分子
(47)	暴動又は騒乱の鎮圧用の放水砲を用いた装置並びにその部分品及び附属品
(48)	警棒及びこれに類するもの並びにむち
(49)	警察用のヘルメット及び盾並びにこれらの部分品
(50)	手錠、拘束衣その他の拘束のための器具並びにその部分品及び附属品
(51)	石油又は可燃性天然ガスの探査のための掘削に用いられる液体及び添加剤並びに高圧ポンプ
(52)	射線を遮蔽するように設計した装置
(53)	放射性物質を物理的に封じ込め、及び放弾その他の爆発物並びに軍用及び民生用の火工品並びにこれらの部分品
(54)	指紋の採取に用いられる粉末、染料及びインク
(55)	個人用の線量計及び鉱業その他の産業で使用される生命又は身体を防護するための装置並びにこれらの部分品
(56)	放射線の探知、監視又は測定のための装置及び放射線写真用の装置

(57)	電解槽、粒子加速器、電気業用に設計した自動制御装置、フロンガス又は冷却水を用いた冷却装置及び複合材料、繊維、プリフレグ又はブリフォームの製造用の装置
(58)	複合材料に用いられる繊維
(59)	ワクチン、免疫毒素並びに軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素若しくはそのサブユニット又は遺伝子を含む医療製品及び診断用又は食品検査用のキット
(60)	トリメチレントリニトロアミンその他エネルギー源となる物質を含む市販の爆薬及び導爆線その他の火工品並びに気体の三つ化窒素
(61)	軍用の化学製剤の原料となる物質又は軍用の化学製剤と同等の毒性を有する物質若しくはその原料となる物質を含む混合物及び軍用の化学製剤の原料となる物質を含む医療用、分析用、診断用又は食品検査用のキット
(62)	ポリアリーレンエーテルケトン
(63)	ニッケル及び銅の合金製の板、硬度が高い銅製又は炭化タンゲステン製の玉軸受、りん酸トリプチル、硝酸、ふつ素並びにアルファ線源に用いられる物質
(64)	爆発物又は起爆装置の探知装置及びその部分品
(65)	透視装置及びその部分品
(66)	高速度で動作する軸受及び高温用若しくは低温用に設計し、又は磁気を用いた軸受
(67)	ステンレス鋼製その他の合金製の管、繰手及び弁
(68)	溶融した金属用の電磁ポンプ
(69)	可搬型の発電機及びその部分品
(70)	ベローズ弁
(71)	歯車の製造用又は仕上げ用の機械
(72)	寸法の測定装置
(73)	センサーから送信された情報を即時に処理し、プログラム又はデータの作成又は変更を行うことができるロボット
(74)	(4-3) 又は (7-1) から (7-3) までに掲げる貨物に使用するように設計した組立品、回路基板及び刃

(75)	アイソスタチックプレス
(76)	ビーム溶接機
(77)	ニッケル及び銅の合金製の装置
(78)	大型のボーリング機械及び鉱業で使用される大型の土木機械
(79)	ニッケル又はアルミニウムによる電気メスキ用の装置
(80)	ニッケル、ガスケットその他の装置
(81)	電動機とともに使用するように設計した産業用のポンプ
(82)	高真空で使用するように設計した管、継手、弁、ガスケットその他の装置
(83)	絞りスピニング加工機及びしごきスピニング加工機
(84)	遠心力式釣合い試験機
(85)	オーステナイト系ステンレス鋼製の板、弁、管及びタンクその他の容器
(86)	二の二、次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの(前三号に掲げる貨物を除く)。
(87)	手石類及び石灰のうち、次に掲げるもの
(88)	(1) 粘土、アンダルーサイト、カイアナイト、シリマナイト、ムライト、シャモリト及びダイナスアース
(89)	(2) 大理石、トラバーチン、エコーラインその他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石及びアラバスター
(90)	(3) 天然の炭酸マグネシウム
(91)	天然石膏及び天然無水石膏
(92)	石灰石その他の石灰質の岩石
(93)	生石灰、消石灰及び水硬性石灰
(94)	雲母及びそのくず
(95)	ステアタイト及びタルク

(2)	(ii) キーゼル石及び瀝利塩
(3)	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろうのうち、並びに亜炭、泥炭、コークス、半成コークス及びレトルトカーボン
(4)	(i) 石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固体燃料で石炭から製造したもの並びに亜炭、泥炭、コークス、半成コークスにより得たもの
(5)	ピッチコーケス
(6)	石油及び歴青油並びにこれらの調製品
(7)	ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワックス、オゾケライト、モントン
(8)	ラウ、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する物品で合成その他の方法
(9)	ピッチコーケス
(10)	(i) 無機化合物並びに貴金属及びその無機又は有機の化合物のうち、次に掲げるもの
(11)	(ii) 水素、窒素、けい素、りん及び砒素
(12)	(iii) 塩化水素、クロロ硫酸及び無機非金属酸化物
(13)	(iv) ロムの酸化物、クロムの水酸化物及び二酸化マンガン並びにヒドロジン及びヒドロキシルアミニ並びにこれらの無機塩
(14)	(v) 無機酸の金属塩及び金属ペルオキシ塩物及び過酸化水素
(15)	(vi) コロイド状貴金属、銀化合物、金化合物及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキのうち、次に掲げる植物性なめしエキス並びにタンニン及びその誘導体

(ii)	合成有機なめし剤、無機なめし剤、調製したなめし剤及びなめし前処理用の酵素系調製品	(ii)	植物性又は動物性の着色料及びレーキ
(iii)	レミノホアとして使用する種類の合成した有機物	(iii)	顔料その他の着色料並びにこれらをもとした調製品
(iv)	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップ、液状ラスターその他これらに類する調製品及びガラスフリットその他ガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの	(iv)	ルミノホアとして使用する種類の合成した有機物
(v)	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップ、液状ラスターその他これらに類する調製品及びガラスフリットその他ガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの	(v)	調製顔料、調製乳白剤、調製絵の具、ほうろう、うわぐすり、うわぐすり用のスリップ、液状ラスターその他これらに類する調製品及びガラスフリットその他ガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの
(vi)	ペイント、ワニス、プラスチックの一 次製品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液及び革の仕上げに使用する種類の調製水性顔料	(vi)	ペイント、ワニス、プラスチックの一 次製品を揮発性有機溶剤に溶かした溶液及び革の仕上げに使用する種類の調製水性顔料
(vii)	水以外の媒体に分散させ、かつ、ペイントの製造に使用する種類の液状又はペイント状の顔料及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料	(vii)	水以外の媒体に分散させ、かつ、ペイントの製造に使用する種類の液状又はペイント状の顔料及び小売用の形状又は包装にした染料その他の着色料
(viii)	ガラス用又は接着木用のパテ、レジンセメント、閉塞用のコンパウンドその他マスチック、塗装用の充填料及び建物の外面、室内の壁、床、天井その他これらに類する通用の非耐火性調製上塗り材印刷用インキ	(viii)	ガラス用又は接着木用のパテ、レジンセメント、閉塞用のコンパウンドその他マスチック、塗装用の充填料及び建物の外面、室内の壁、床、天井その他これらに類する通用の非耐火性調製上塗り材印刷用インキ
(ix)	調製潤滑剤及び紡織用繊維、革、毛皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用的種類の調製品変性でん粉及び膠着剤のうち、次に掲げるるもの	(ix)	調製潤滑剤及び紡織用繊維、革、毛皮その他の材料のオイリング又は加脂処理に使用的種類の調製品変性でん粉及び膠着剤のうち、次に掲げるもの
(x)	(7) デキストリンその他の変性でん粉 (i) 調製膠着剤その他の調製接着剤 (ii) 写真用又は映画用のブレート、フィルム (iii) 化学工業生産品のうち、次に掲げるもののコロイド状又は半コロイド状の黒鉛 (iv) ロジン若しくは樹脂酸又はこれらの誘導体の塩	(x)	(7) デキストリンその他の変性でん粉 (i) 調製膠着剤その他の調製接着剠 (ii) 写真用又は映画用のブレート、フィルム (iii) 化学工業生産品のうち、次に掲げるもののコロイド状又は半コロイド状の黒鉛 (iv) ロジン若しくは樹脂酸又はこれらの誘導体の塩

(i)	木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフサ、植物性ピッチ及びブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン、樹脂酸又は植物性ピッチをもとしたもの	(ii)	仕上剤、促染剤、媒染剤その他の物品及び調製品
(iii)	金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用のフラックスその他の調製した助剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストであつて金属及び他の材料から成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒の芯又は被覆に使用する種類の調製品	(iv)	金属表面処理用の調製浸せき剤、はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の粉及びペーストであつて金属及び他の材料から成るもの並びに溶接用の電極又は溶接棒の芯又は被覆に使用する種類の調製品
(v)	芯又は被覆に使用する種類の調製品	(v)	芯又は被覆に使用する種類の調製品
(vi)	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤	(vi)	アンチノック剤、酸化防止剤、ガム化ゴム用又はプラスチック用の複合した可塑剤
(vii)	消火器用の調製品及び装填物並びに装填した消防弾	(vii)	消火器用の調製品及び装填物並びに装填した消防弾

(i)	エチレン—アルファ—オレフィン共重合体	(ii)	プロピレンその他のオレフィンの重合体
(iii)	スチレンの重合体	(iii)	ポリ塩化ビニル及び塩化ビニリデンの重合体
(iv)	ポリ塩化ビニルの重合体	(iv)	ポリ塩化ビニル及び塩化ビニリデンの重合体
(v)	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体	(v)	酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体
(vi)	アクリル重合体	(vi)	アクリル重合体
(vii)	ポリアミド	(vii)	ポリアミド
(viii)	ポリエーテル、ポリカーボネート、ポリウレタン	(viii)	ポリエーテル、ポリカーボネート、ポリウレタン
(ix)	アミニ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタンの重合体のくず	(ix)	アミニ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタンの重合体のくず
(x)	セルロース及びその化学的誘導体	(x)	セルロース及びその化学的誘導体

(10)	メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物	(11)	バス、貨物自動車又は航空機に使用する種類の新品のゴム製の空気タイヤ
(11)	プラスチック及びその製品のうち、次に掲げるもの	(11)	更生した又は中古のゴム製の空気タイヤ
(12)	天然ゴムの製品並びに凝集ゴルク及びその製品	(12)	ショントイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフランプ
(13)	木材パルプ、纖維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙のうち、次に掲げるもの	(13)	ヤ並びにゴム製のソリッドタイヤ、クツ
(14)	機械的及び化学的パルプ工程の組み合わせにより製造した木材パルプ	(14)	ヤ並びにゴム製のソリッドタイヤ、クツ
(15)	ソーダパルプ、硫酸塩パルプ及び亜硫酸パルプ	(15)	ヤ並びにゴム製のソリッドタイヤ、クツ
(16)	酸パルプ	(16)	ヤ並びにゴム製のソリッドタイヤ、クツ
(17)	機械的及び化学的パルプ工程の組み合わせにより製造した木材パルプ	(17)	ヤ並びにゴム製のソリッドタイヤ、クツ
(18)	古紙パルプ及びその他の纖維素繊維を原料とするパルプ	(18)	ヤ並びにゴム製のソリッドタイヤ、クツ
(19)	古紙	(19)	ヤ並びにゴム製のソリッドタイヤ、クツ
(20)	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品のうち、次に掲げるものの記載用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布していなない紙、板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ	(20)	ヤ並びにゴム製のソリッドタイヤ、クツ

(17) (15)	クラフト紙及びクラフト板紙 ロール状又はシート状の塗布してない い段ボール用中芯原紙その他の紙及び 硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー ^(iv) 1、グラシン紙その他の透明又は半透明 の光沢紙
(16)	接着剤を使用して張り合わせた紙及び 板紙 コルゲート加工をし、ちりめん加工を し、しわ付けをし、型押しをし、又はせ ん孔した紙及び板紙 カーボン紙、セルフコピーペーパーそ の他の複写紙及び転写紙
(17)	カオリンその他の無機物質を片面又は 両面に塗布したロール状又は長方形のシ ート状の紙及び板紙 壁紙その他これに類する壁面被覆材及 びグラスペーパー
(18)	クラフト紙及びクラフト板紙 ロール状又はシート状の塗布してない い段ボール用中芯原紙その他の紙及び 硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー ^(iv) 1、グラシン紙その他の透明又は半透明 の光沢紙

(19) (20)	クラフト紙及びクラフト板紙 ロール状又はシート状の塗布してない い段ボール用中芯原紙その他の紙及び 硫酸紙、耐脂紙、トレーシングペーパー ^(iv) 1、グラシン紙その他の透明又は半透明 の光沢紙
(21)	再生纖維又は半合成纖維の長纖維の糸 合成纖維の単纖維及び合成纖維材料の ストリップその他これに類する物品 合成纖維の長纖維の糸の織物であつ て、紡織用纖維の糸を平行に並べた層を 鋭角又は直角に重ね合わせ、糸の交点で 接着剤又は熱溶融により結合したもの 人造纖維の短纖維及びその織物のうち、 次に掲げるもの
(22)	再生纖維の長纖維のトウ 合成纖維の短纖維及びその織物 再生纖維又は半合成纖維の長纖維の トウ
(23)	再生纖維又は半合成纖維の短纖維及び これらの織物 ウオツディング、特殊糸及びひも並びに これらの製品のうち、次に掲げるもの 紡織用纖維のウオツディング及びその 製品並びに紡織用纖維のフロック、ダス ト及びミルネット ゴム糸、ゴムひも並びにゴム又はプラス チックを染み込ませ、塗布し、又は被 覆した紡織用纖維の糸及び合成纖維、再 生纖維又は半合成纖維の材料のストリッ プその他これに類する物品 金属を交えた糸

(24) (25) (26)	再生纖維又は半合成纖維の短纖維及び これらの織物 ウオツディング、特殊糸及びひも並びに これらの製品のうち、次に掲げるもの 紡織用纖維のウオツディング及びその 製品並びに紡織用纖維のフロック、ダス ト及びミルネット ゴム糸、ゴムひも並びにゴム又はプラス チックを染み込ませ、塗布し、又は被 覆した紡織用纖維の糸及び合成纖維、再 生纖維又は半合成纖維の材料のストリッ プその他これに類する物品 金属を交えた糸
(27)	書籍装丁用その他これに類する用途に 供する種類の紡織用纖維の織物類であつ て、ガム又はでん粉質の物質を塗布したも の、トレーシングクロス、画用カンバス 及びハットファンデーション用バンクラ ムその他これに類する硬化紡織用纖維の 織物類
(28)	紡織用纖維の壁面被覆材 紡織用纖維製の芯、白熱ガスマントル 及び白熱ガスマントル用の管状編物 伝動用又はコンベヤ用の紡織用纖維製 人造纖維の短纖維及びその織物のうち、 次に掲げるもの
(29)	紡織用纖維の壁面被覆材 紡織用纖維製の芯、白熱ガスマントル 及び白熱ガスマントル用の管状編物 伝動用又はコンベヤ用の紡織用纖維製 人造纖維の短纖維及びその織物のうち、 次に掲げるもの

(i)	書籍装丁用その他これに類する用途に 供する種類の紡織用纖維の織物類であつ て、ガム又はでん粉質の物質を塗布したも の、トレーシングクロス、画用カンバス 及びハットファンデーション用バンクラ ムその他これに類する硬化紡織用纖維の 織物類
(ii)	紡織用纖維の壁面被覆材 紡織用纖維製の芯、白熱ガスマントル 及び白熱ガスマントル用の管状編物 伝動用又はコンベヤ用の紡織用纖維製 人造纖維の短纖維及びその織物のうち、 次に掲げるもの
(iii)	紡織用纖維の壁面被覆材 紡織用纖維製の芯、白熱ガスマントル 及び白熱ガスマントル用の管状編物 伝動用又はコンベヤ用の紡織用纖維製 人造纖維の短纖維及びその織物のうち、 次に掲げるもの
(iv)	紡織用纖維の壁面被覆材 紡織用纖維製の芯、白熱ガスマントル 及び白熱ガスマントル用の管状編物 伝動用又はコンベヤ用の紡織用纖維製 人造纖維の短纖維及びその織物のうち、 次に掲げるもの
(v)	紡織用纖維の壁面被覆材 紡織用纖維製の芯、白熱ガスマントル 及び白熱ガスマントル用の管状編物 伝動用又はコンベヤ用の紡織用纖維製 人造纖維の短纖維及びその織物のうち、 次に掲げるもの

(i)	陶磁製の建設用れんが れんが、ブロック、タイルその他の陶 磁製品
(ii)	陶磁製の建設用れんが れんが、ブロック、タイルその他の陶 磁製品
(iii)	陶磁製の建設用れんが れんが、ブロック、タイルその他の陶 磁製品
(iv)	陶磁製の建設用れんが れんが、ブロック、タイルその他の陶 磁製品
(v)	陶磁製の建設用れんが れんが、ブロック、タイルその他の陶 磁製品

(30) 鉄鋼製品及びその部分品のうち、次に掲げるもの	(i) 溶接形鋼 鉄鋼製の管及び中空の形材 ステンレス鋼製のエルボー、バンド及びスリーブ 鉄鋼製の構造物及びその部分品並びに構造用に加工した鉄鋼製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品 鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器 鉄鋼製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器 鉄鋼製のガス用又は液化ガス用の鉄鋼製の圧縮ガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器 鉄鋼製の機械用ワイヤエンド レスバンド 鉄鋼製のコイルばね 鉄鋼製のコイルばね 鉄鋼製の動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器並びにこれらの部分品 鉄鋼製の浴槽
(31) 銅及びその製品のうち、次に掲げるもの	(i) 銅の棒、形材、線、板、シート及びストリップ 銅合金製の管 銅製の座金 ニッケル及びその製品のうち、次に掲げるもの ニッケル製の管及び管用継手 ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他他のニッケル製品 アルミニウム及びその製品のうち、次に掲げるもの アルミニウムの線

(32) 銅及びその製品のうち、次に掲げるもの	(i) 銅の棒、形材、線、板、シート及びストリップ 銅合金製の管 銅製の座金 ニッケル及びその製品のうち、次に掲げるもの ニッケル製の管及び管用継手 ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他他のニッケル製品 アルミニウム及びその製品のうち、次に掲げるもの アルミニウムの線
(33) 銅及びその製品のうち、次に掲げるもの	(i) ニッケルの棒、形材、線、板、シート、ストリップ及びはく 銅の棒、形材、線、板、シート及びストリップ 銅製の座金 ニッケル及びその製品のうち、次に掲げるもの ニッケル製の管及び管用継手 ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他他のニッケル製品 アルミニウム及びその製品のうち、次に掲げるもの アルミニウムの線
(34) アルミニウム製の板、シート及びスリップ	(ii) アルミニウム製の板、シート及びスリップ アルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品 アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器 アルミニウム製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器 アルミニウム製のガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器 アルミニウム製の機械用ワイヤエンド レスバンド アルミニウム製のコイルばね アルミニウム製のコイルばね アルミニウム製の動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器並びにこれらの部分品 アルミニウム製の浴槽
(35) アルミニウム製の板、シート及びスリップ	(iii) アルミニウム製の板、シート及びスリップ アルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品 アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器 アルミニウム製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器 アルミニウム製のガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器 アルミニウム製の機械用ワイヤエンド レスバンド アルミニウム製のコイルばね アルミニウム製のコイルばね アルミニウム製の動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器並びにこれらの部分品 アルミニウム製の浴槽
(36) アルミニウム製の板、シート及びスリップ	(iv) アルミニウム製の板、シート及びスリップ アルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品 アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器 アルミニウム製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器 アルミニウム製のガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器 アルミニウム製の機械用ワイヤエンド レスバンド アルミニウム製のコイルばね アルミニウム製のコイルばね アルミニウム製の動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器並びにこれらの部分品 アルミニウム製の浴槽
(37) アルミニウム製の板、シート及びスリップ	(v) アルミニウム製の板、シート及びスリップ アルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品 アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器 アルミニウム製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器 アルミニウム製のガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器 アルミニウム製の機械用ワイヤエンド レスバンド アルミニウム製のコイルばね アルミニウム製のコイルばね アルミニウム製の動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器並びにこれらの部分品 アルミニウム製の浴槽
(38) アルミニウム製の板、シート及びスリップ	(vi) アルミニウム製の板、シート及びスリップ アルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品 アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器 アルミニウム製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器 アルミニウム製のガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器 アルミニウム製の機械用ワイヤエンド レスバンド アルミニウム製のコイルばね アルミニウム製のコイルばね アルミニウム製の動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器並びにこれらの部分品 アルミニウム製の浴槽
(39) ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの	(i) 蒸気発生ボイラー、過熱水ボイラー又はセントラルヒーティング用ボイラーの補助機器及び蒸気原動機用復水器並びにこれらの部分品 (ii) 蒸気発生炉、水性ガス発生機及びアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機並びにこれらの部分品 (iii) 蒸気タービン及びその部分品 (iv) ピストン式火花点火内燃機関及びピストン式圧縮点火内燃機関並びにこれらの部分品 (v) 部分品 部品 (vi) 部分品 部品 (vii) ターボジェット及びターボプロペラ並びにこれらの部分品 (viii) 部分品 部品 (ix) 反動エンジン、液体原動機、気体原動機その他の原動機及びその部分品 (x) 液体ポンプ及び液体エレベーター並びにこれらの部分品 (xi) 真空ポンプ及び气体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機、ファン、換気用若しくは循環用のフード又は密閉形の生物学的安全キヤビネットの部分品 (xii) 炉用バーナー及びメカニカルストーカー並びにこれらの部分品 (xiii) 冷蔵用又は冷凍用の機器 (xiv) 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器、瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器並びにこれらの機器又は乾燥機の部分品 (xv) カレンダーその他のロール機の部分品 び清浄機並びにこれらの部分品 (xvi) 噴射用、散布用又は噴霧用の機器及びこれらの部分品 (xvii) デリック、クレーン、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリヤー及びクレーンを装備した作業トラック並びにこれらの部分品 (xviii) フォークリフトトラック及び持上げ用ならし機、スクリーパー、メカニカルシヨベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー並びにこれらの部分品 (xix) 昇降機、コンベヤその他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械及びこれらの部分品 (xx) ブルドーザー、アンダードーザー、地ならし機、スクリーパー、メカニカルシヨベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー並びにこれらの部分品 (xxi) 移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械、くい打ち機、くい抜き機及び除雪機並びにこれらの部分品 (xxii) 繊維素織維を原料とするバルブの製造機械及び紙又は板紙の仕上げ用の機械並びにこれらの部分品 (xxiii) ブルドーザー、アンダードーザー、地ならし機、スクリーパー、メカニカルシヨベル、エキスカベーター、ショベルローダー、突固め用機械及びロードローラー並びにこれらの部分品 (xxiv) 箱、ケース、筒、ドラムその他これらに類する容器の製造機械 (xxv) 印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器の部分品 (xxvi) 印刷機並びにその部分品及び附属品 (xxvii) 人造纖維用の紡糸機、延伸機、テクスチャード加工機及び切断機並びにこれらの補助機械並びにこれらの部分品及び附属品 (xxviii) 紡績準備機械、紡績用纖維の糸の製造機械、かせ機、糸巻機、紡績用纖維の糸を準備する機械、織機、編機、ステッチボンディングマシン、タフティング用機械又はジンブヤーン、チユール、レス、ししゅう布、トリミング、組みも若しくは網の製造機械の補助機械（これら

(40) 噴射用、散布用又は噴霧用の機器及びこれらの部分品	(i) プーリー及び機械類並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの
(41) トリップ	(ii) トリップ
(42) 裏張りしたアルミニウムのはく	(iii) 裏張りしたアルミニウムのはく
(43) アルミニウム製の構造物及びその部分品並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品	(iv) アルミニウム製の構造物及びその部分品並びに構造物用に加工したアルミニウム製の板、棒、形材、管その他これらに類する物品
(44) アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器	(v) アルミニウム製の貯蔵タンクその他これに類する容器
(45) アルミニウム製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器	(vi) アルミニウム製のタンク、たる、ドラム、缶、箱その他これらに類する容器
(46) アルミニウム製のガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器	(vii) アルミニウム製のガス用又は液化ガス用のアルミニウム製の容器
(47) アルミニウム製の機械用ワイヤエンド	(viii) アルミニウム製の機械用ワイヤエンド
(48) レスバンド	(ix) レスバンド
(49) アルミニウム製のコイルばね	(x) アルミニウム製のコイルばね
(50) アルミニウム製のコイルばね	(xi) アルミニウム製のコイルばね
(51) アルミニウム製の動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器並びにこれらの部分品	(xii) アルミニウム製の動力駆動式の送風機を有するエアヒーター及び温風分配器並びにこれらの部分品
(52) アルミニウム製の浴槽	(xiii) アルミニウム製の浴槽

の部分品及び附属品を含む。) 並びに部品及び附属品

(iii) 洗浄用、清浄用、絞り用、乾燥用、アーロン掛け用、プレス用、漂白用、染色用、仕上げ用、塗布用又は染み込ませ用の機械、織物類その他の支持物にペーストを被覆する機械及び紡織用織維の織物類の巻取り用、巻戻し用、折畳み用、切断用又はピンキング用の機械並びにこれらの部分品

(iv) 原皮、毛皮又は革の前処理用機械、なめし用機械及び加工機械並びに毛皮製又是革製の履物その他の製品の製造用又は修理用の機械並びにこれらの部分品

(v) 転炉、取鉗、インゴット用鋳型及び铸造機並びにこれらの部分品

(vi) 金属圧延機及びそのロール

(vii) レーザーその他光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズママーケを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械並びにこれらの部分品及び附属品

(viii) 金属加工用のマシニングセンタ、ユーリックコンストラクションマシン及びマルチステーションントランスマシン並びにこれらの部分品及び附属品

(ix) 金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤並びにこれらの部分品及び附属品

(x) 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械並びにその部分品及び附属品

(xi) 平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械並びにその部分品及び附属品

(xii) 鍛造機、ハンマー、型鍛造機、ベンディングマシン、フォールディングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、剪断機、パンチングマシン、ノッチングマシン及びニブリングマシン、並びにこれらの部分品

シン並びに他のプレス並びにこれら の部分品及び附属品

(xiii) 引抜き機、ねじ転造盤、線の加工機械その他の加工機械並びにその部分品及び附属品

(xiv) 石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械並びにこれらの部分品及び附属品

(xv) 木材コルク、骨硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械並びにこれらの部分品及び附属品

(xvi) 工作物保持具、ツールホールダー、自動開きダイヘッド、割出台その他機械用の特殊な附属装置

(xvii) ニューマチックツール、液圧式の手持工具及び原動機を自藏する手持工具並びにこれらの部分品

(xviii) はんだ付け用、ろう付け用又は溶接用の機器及びガス式の表面熱処理用機器並びにこれらの部分品

(xix) 自動データ処理機械及びこれを構成するユニット、磁気式又は光学式の読取り機、データをデータ媒体に符号化して記録する機械並びに符号化したデータを処理する機械並びにこれらの部分品及び附属品

(xx) 贈写機、郵便物の分類用、折畳み用、封入用、帶がけ用、開封用、封止用又は封印用の機械及び郵便切手の張付け用又は消印用の機械並びにこれらの機械その他の事務用機器の部分品及び附属品

(1) 計算機、データを記録し、再生し、及び表示するポケットサイズの機械若しくは会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械又は金銭登録機の部分品及び附属品

(1-i) 電子管、電子管及びその部分品

(1-ii) 半導体ボーラー、半導体基板、半導体素子、集積回路若しくはフラットパネルディスプレイの製造、持上げ、荷扱い、積込み若しくは荷卸し、マスク若しくはレチカルの製造若しくは修理又は半導体素子若しくは集積回路の組立に専ら又は主として使用する機器並びにこれらの部

はその製品の製造用又は熱間加工用の機械並びにこれらの部分品

(1-iii) ゴム又はプラスチックの加工機械及びゴム又はプラスチックを材料とする物品の製造機械並びにこれらの部分品

(1-iv) 土木事業建築その他これらに類する用途に供する機械、プレスその他の木材の加工機械及びガラスの冷間加工機械並びにこれらの部分品及び附属品

(1-v) 木材コルク、骨硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械並びにこれらの部分品及び附属品

(1-vi) 金属铸造用鋳型枠、鋳型ベース、铸造用パターん及び金属、金属炭化物、ガラス、鉱物性材料ゴム又はプラスチックの成形用の型

(1-vii) 減圧弁、油圧伝動装置用又は空気圧伝動装置用の弁、逆止弁、安全弁及び逃がし弁

(1-viii) ギヤボックスその他の変速機、伝動軸、クラシック、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラースクリュー、弾み車、ブーリー、クラッチ及び軸継手並びにこれらの部分品

(1-ix) ガスケットその他これに類するジョイント、材質の異なるガスケットその他これらに類するジョイントをセットにして、又は取りそろえて小袋入りその他これに類する包装にしたもの及びメカニカルシリアル

(1-x) 電気式の照明用又は信号用の機器及び火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機及び開閉器並びにこれらの部分品

(1-ii) 電気用又は理化学用の電気炉その他の機器及びこれらの部分品

(1-iii) 電池及びその部分品

(1-iv) 電気機器及びこれらの部分品

(1-v) パー又は疊り除去装置の部分品

(1-vi) 工業用又は理化学用の電気炉その他の機器及びこれらの部分品

(1-vii) 電気式の照明用又は信号用の機器及び火花点火式又は圧縮点火式の内燃機関の点火又は始動に使用する種類の電気機器並びにこれらの内燃機関に使用する種類の発電機及び開閉器並びにこれらの部分品

(1-viii) バー又は疊り除去装置の部分品

(1-ix) 電気用又は理化学用の電気炉その他の機器及びこれらの部分品

(1-x) 電熱用抵抗体

(1-ii) 音声、画像その他のデータを送受信する機器及びその部分品並びに電話機の部分品

(1-iii) 不揮発性半導体記憶装置

(1-iv) 分品

(1-v) 電気機器、テレビカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー並びにこれらの部分品

(1-vi) ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器

(1-vii) ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器、テレビカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー並びにこれらの部分品

(1-viii) レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器並びにこれらの部分品

(1-ix) ラジオ放送用受信機及びその部分品

(41)	モニター及びその部分品並びにプロジェクター又はテレビジョン受像機器の部品
(42)	モニター及びその部分品並びにプロジェクター又はテレビジョン受像機器の部品
(43)	モニター及びその部分品並びにプロジェクター又はテレビジョン受像機器の部品
(44)	モニター及びその部分品並びにプロジェクター又はテレビジョン受像機器の部品
(45)	モニター及びその部分品並びにプロジェクター又はテレビジョン受像機器の部品

(41)	鉄道用機関車及び鉄道用又は軌道用の車両のうち、次に掲げるもの
(42)	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品のうち、次に掲げるもの
(43)	セミトトレーラー用の道路走行用トラクター及び無限軌道式トラクター
(44)	乗用自動車その他の自動車
(45)	貨物自動車

(i)	光ファイバー及び光ファイバーケーブル
(ii)	対物レンズ
(iii)	双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及び天体観測用機器並びにこれらの部分品及び附属品
(iv)	水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ
(v)	映画用の撮影機及び映写機並びにこれらの部分品及び附属品

(i)	光ファイバー及び光ファイバーケーブル
(ii)	対物レンズ
(iii)	双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及び天体観測用機器並びにこれらの部分品及び附属品
(iv)	水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ
(v)	映画用の撮影機及び映写機並びにこれらの部分品及び附属品

(i)	光ファイバー及び光ファイバーケーブル
(ii)	対物レンズ
(iii)	双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及び天体観測用機器並びにこれらの部分品及び附属品
(iv)	水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ
(v)	映画用の撮影機及び映写機並びにこれらの部分品及び附属品

ん、通学用かばん、ハンドバッグ、財布その他これらに類する容器及びズボンつりその他の衣類附属品
ホモ皮製のオーバーコートその他の毛皮製品
ヘじゅうたんその他の紡織用纖維の床用敷物
トつづれ織物
チスキースーツ、水着、絹製のブラウスその他の衣類附属品
リ履物
ヌ革製その他の材料製の帽子（安全帽子並びにゴム製及びプラスチック製のものを除く。）
ル磁器製の食卓用品その他の陶磁製品
ヲガラス製品（銀及び金を除く。）の製品並びに特定金属を張った金属の製品
カ船舶推進用エンジン及びその部分品並びに携常用の自動データ処理機械（少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。）
ヨ乗用自動車その他の自動車、モーターサイクル（モペットを含む。）、補助原動機付き自転車及びサイドカー並びにこれらの部分品及び交換式フィルターのいずれも有しない保護用マスクを除く。）及びその部分品
レ腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含み、ケースに特定金属又は特定金属を張った金属を使用したものに限る。）及びその部分品
ツ美術品、収集品及びこうとう

別表第三（第四条関係）

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チエコ、デンマーク、フィンランド、フランス、スペインスタン

六 出版物
七 本邦に来遊した外国の元首及びその家族並びにその従者に属する貨物

別表第一（第五の項） (十四) 若しくは（十八）、七の項（二）若しくは（十五）、八の項（一〇）の項（二）若しくは（六）、（一〇）の項（二）（二）、（四）、（六）、（七）、（九）、（九）の二）若しくは（十一）、（一二）の項（二）、（二）、（五）若しくは（六）若しくは（十三）の項（五）に掲げる貨物であつて、經濟産業大臣が告示で定めるもの又は同表の一五の項の中欄に掲げる貨物

別表第二（第四条関係）

八、（ア）アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スエーデン、スウェーデン、イスラエルその他の経済産業省令で定めるもの

九 外国にある者に贈与される勲章、賞はい、記章その他のこれに準ずるもの

十 本邦の公共的機関から外国の公共的機関に送付する貨物

別表第三（第四条関係）

十一 本邦の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる施設に送付する公用の貨物

十二 本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であつて、その輸入の際の性質及び形状が変わつていらないもの（經濟産業大臣が告示で定めるものを除く。）

十三 本邦に入国した巡回興行者が輸入した興行用具

八 本邦に派遣された外国の大使、公使その他これに準ずる使節及び本邦にある外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。以下同じ。）の館員の個人的使用に供される貨物並びに外国公館が個人的使用に供される貨物並びに外国公館が

別表第四（第四条関係）

一 無償の救じゆつ品
二 総価額二〇〇万円以下の無償の商品見本又は宣伝用物品（別表第二中欄に掲げる貨物のうち經濟産業大臣が告示で定めるものに該当するものであつて、同表下欄に掲げる地域のうち經濟産業大臣が告示で定める地域を仕向地とするものについては、総価額が二〇〇万円未満の範囲で經濟産業大臣が告示で定める貨物である。）

別表第五（第四条関係）

一 時的に出国する者及び永住の目的をもつて出国する者（一時的に回国する者（一時的に出国して出国する者を除く。）

別表第六（第四条関係）

一 携帶品
二 職業用具
三 引越荷物
四 本人の私用に供する
五 貨物

三 一 携帶品
二 職業用具
三 引越荷物
四 本人の私用に供する
五 貨物

八 本邦に派遣された外国の大使、公使その他これに準ずる使節及び本邦にある外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。以下同じ。）の館員の個人的使用に供される貨物並びに外国公館が個人的使用に供される貨物並びに外国公館が

別表第七（第四条関係）	一 貨物の区分	二 別表第二の二一の三の項の中欄に掲げる貨物のうちアセトン、エチルエーテルその他の経済産業省令で定めるもの	三 三〇万円
八 本邦に派遣された外国の大使、公使その他これに準ずる使節及び本邦にある外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。以下同じ。）の館員の個人的使用に供される貨物並びに外国公館が個人的使用に供される貨物並びに外国公館が	一 別表第二の二九及び三三の項の中欄に掲げる貨物	二 別表第二の三〇及び三四の項の中欄に掲げる貨物	三 別表第二の三〇及び三四の項の中欄に掲げる貨物
九 外国にある者に贈与される勲章、賞はい、記章その他のこれに準ずるもの	九 本邦の公共的機関から外国の公共的機関に送付する貨物	九 本邦の大使館、公使館、領事館その他これらに準ずる施設に送付する公用の貨物	九 本邦に派遣された外
十 本邦の公共的機関から外国の公共的機関に送付する貨物	十 本邦に輸入された後無償で輸出される貨物	十 本邦に輸入された後無償で輸出される貨物	十 本邦に派遣された外